

三条市の環境

令和6年度版



三条市

目 次

| | | | |
|----------------------------------|----|-----------------------------|----|
| 第1章 三条市の概要 | | | |
| 1 位置及び面積 | 1 | 7 公害苦情 | 22 |
| 2 人口及び世帯数 | 1 | (1) 公害苦情処理 | 22 |
| 3 土地利用 | 1 | (2) 近隣騒音 | 22 |
| 第2章 生活環境保全の現状と対策 | | 第3章 環境保全に向けた取組 | |
| 1 騒音 | 2 | 1 三条市環境基本条例 | 23 |
| (1) 環境騒音 | 2 | 2 三条市環境基本計画 | 23 |
| (2) 高速道路騒音 | 6 | (1) 計画の策定 | 23 |
| (3) 工場・事業場騒音 | 7 | (2) 計画の期間 | 24 |
| (4) 建設作業騒音 | 8 | (3) 環境の範囲 | 24 |
| 2 振動 | 8 | (4) 各主体の役割 | 24 |
| (1) 道路交通振動 | 9 | (5) 目指す環境像 | 25 |
| (2) 工場・事業場振動 | 10 | (6) 施策の体系 | 25 |
| (3) 建設作業振動 | 10 | (7) 計画の推進 | 26 |
| 3 水質汚濁 | 11 | 3 三条市地球温暖化防止実行計 画(事務事業編) | 26 |
| (1) 水質汚濁の現状 | 11 | 4 環境にやさしいまちづくりへ の取組 | 26 |
| ア 人の健康の保護に関する項目(健康項目) | 11 | (1) エコクラス認定制度 | 26 |
| イ 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目) | 11 | (2) 全市一斉ノーマイカーデー の実施 | 26 |
| ウ 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目・ 指定河川) | 15 | (3) 三条スป GOMI 大会 | 27 |
| エ 特殊項目(重金属類) | 16 | (4) 環境啓発施設かんきょう庵 | 27 |
| オ 水質汚濁事故の状況 | 17 | (5) 地域公共交通の利用促進 | 28 |
| (2) 工場・事業場対策 | 17 | 参考 | |
| ア 公害防止協定による対 策 | 17 | 1 環境行政組織 | 29 |
| 4 大気汚染 | 17 | 2 三条市環境基本条例 | 30 |
| (1) 野焼きによる焼却臭 | 18 | 3 環境基準 | 35 |
| (2) 光化学スモッグ | 18 | 4 用語の解説 | 52 |
| (3) 微小粒子状物質(PM2.5) | 19 | | |
| (4) その他 | 19 | | |
| 5 悪臭 | 19 | | |
| (1) 工場・事業場対策 | 19 | | |
| 6 廃棄物 | 20 | | |
| (1) ごみ処理 | 20 | | |
| (2) 資源物分別収集 | 20 | | |
| (3) 有害ごみ収集 | 21 | | |
| (4) 緑のリサイクルセンター | 21 | | |
| (5) 完熟堆肥化センター | 22 | | |

第1章 三条市の概要

1 位置及び面積

三条市は、新潟県のほぼ中央部、穀倉地帯新潟平野の東南部に位置し、大河信濃川とその支流五十嵐川、刈谷田川の豊かな水と肥沃な大地に恵まれたまちです。県都新潟市中心部へは 36.9 km、首都東京へは、303 km の距離にあります。

| | |
|----|------------------------|
| 面積 | 431.97 km ² |
| 東経 | 138 度 57 分 42 秒 |
| 北緯 | 37 度 38 分 11 秒 |

(測定基準地は三条市役所（三条庁舎）)

2 人口及び世帯数

| 世帯数 | 人 口 (人) | | |
|--------|---------|--------|--------|
| | 総人口 | 男 | 女 |
| R2.3 末 | 36,502 | 96,517 | 47,075 |
| R3.3 末 | 36,639 | 95,328 | 46,464 |
| R4.3 末 | 36,796 | 94,146 | 45,886 |
| R5.3 末 | 37,054 | 93,017 | 45,404 |
| R6.3 末 | 37,292 | 91,905 | 44,849 |
| R7.3 末 | 37,441 | 90,614 | 44,179 |
| | | | 46,435 |



3 土地利用

| 区 分 | | 面 積 (ha) | 比 率 (%) |
|------------------|--------------|----------|---------|
| 都 市 地 域 | 第一種低層住居専用地域 | 115.0 | 0.3 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 47.0 | 0.1 |
| | 第一種住居地域 | 703.0 | 1.6 |
| | 近隣商業地域 | 32.0 | 0.1 |
| | 商業地域 | 146.0 | 0.3 |
| | 準工業地域 | 77.0 | 0.2 |
| | 工業地域 | 227.0 | 0.5 |
| | 工業専用地域 | 112.0 | 0.3 |
| | 【用途地域合計】 | 1,459.0 | 3.4 |
| | (特別工業地区) | (112.0) | (0.3) |
| | (準防火地域) | (372.0) | (0.9) |
| 農業 区域 | 農 地 | 6,014.8 | 13.9 |
| | 集 落 等 | 768.5 | 1.8 |
| 山 林 原 野 | | 12,868.0 | 29.8 |
| そ の 他 | | 22,086.7 | 51.1 |
| 合 計 | | 43,197.0 | 100.0 |

第2章 生活環境保全の現状と対策

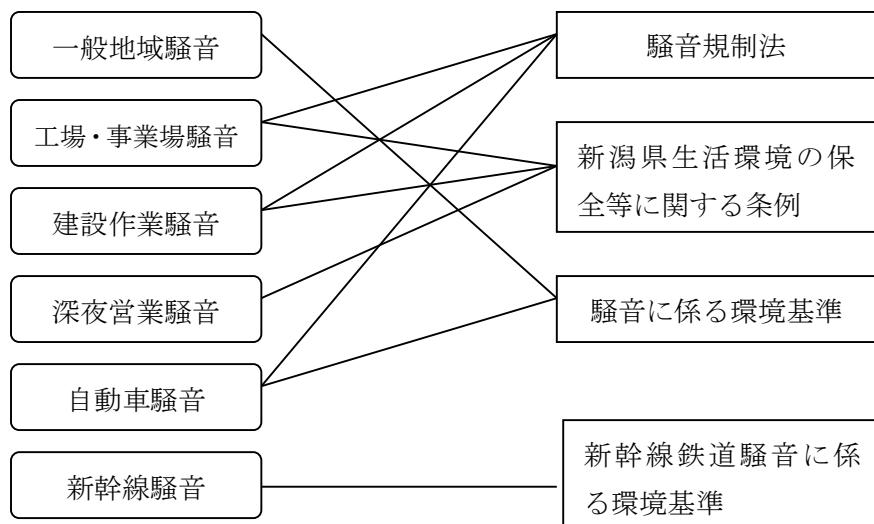
1 騒音

騒音は、各種公害の中で最も日常生活に關係の深いものであり、三条市は、全国有数の金属産業の集積地域であるため、金属加工による産業公害は端的に騒音公害として現れ、これらは一朝一夕には解決することが困難なケースが多くなっています。

また近年、ペットの鳴き声やエアコンの室外機などを音源とする近隣騒音が市民生活に影響を与えること多くなっています。

騒音公害を発生源別に分類すると、①工場・事業場騒音、②建設作業騒音、③深夜営業騒音、④交通騒音（自動車騒音・新幹線騒音）、⑤その他の騒音等となり、これらに対処するための法・条例等の体系は図1のとおりとなっており、これらに基づき市が地域を指定し、騒音に関する調査、指導、規制を行っています。

図1 騒音公害に関する法・条例等の体系



(1) 環境騒音※

国は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、「騒音に係る環境基準※（P52 参照）」を定めています。同基準では、地域を一般地域、道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の3つに分け、それぞれにおいて地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が設定されています。

市内17地点（図2）で測定を行い、結果は表1-1のとおりでした。一般地域では、5地点で夜間の騒音レベルが環境基準を達成していませんでした。道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路においては、3地点で昼間又は夜間の騒音レベルが環境基準を達成していませんでした。

道路に面する地域については、基準値を超え、道路周辺の環境が著しく損なわれると認められるときは、市が県公安委員会に対し自動車騒音について対策をとるよう要請します。（用語の後ろの「※」は、52ページ以降で用語の解説をしています。以降同じ）

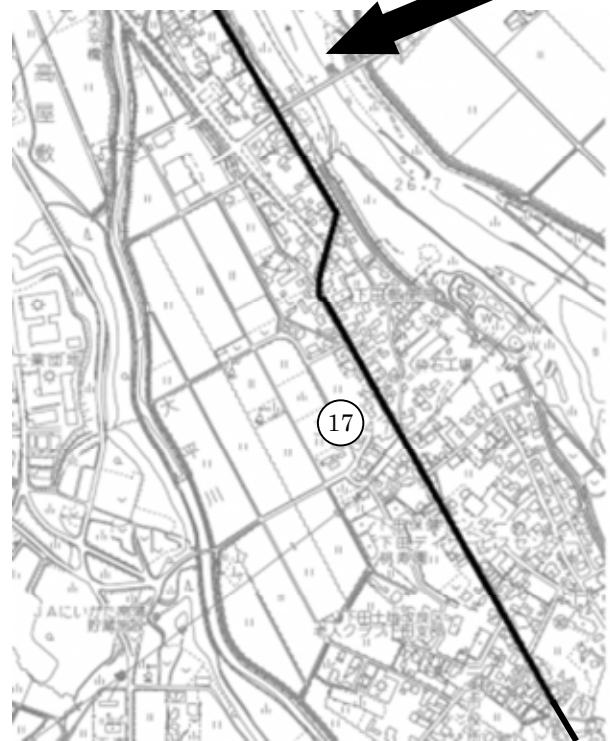
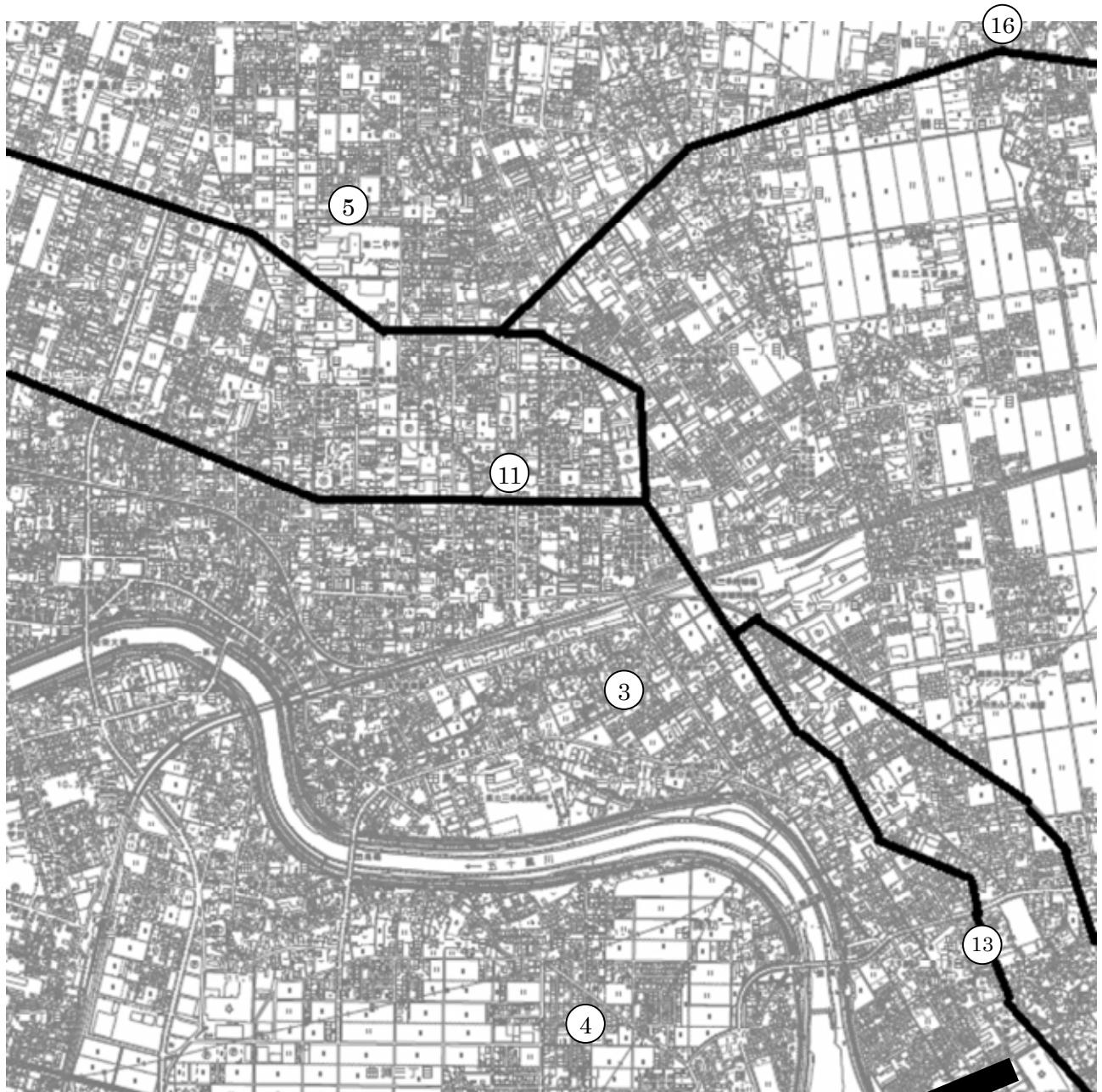
表 1-1 令和 6 年度環境騒音測定結果

※□印は環境基準超過を示す。

| 測 定 地 点 | | 地域の類型 | 昼間(dB) | 夜間(dB) |
|-----------------------|------------------------|----------|--------|--------|
| 一般地域 | ① 桜木町 | A | 47 | 48 |
| | ② 直江町三丁目 | C | 56 | 49 |
| | ③ 下坂井 | B | 50 | 51 |
| | ④ 曲渕三丁目 | A | 47 | 46 |
| | ⑤ 嘉坪川一丁目 | B | 49 | 46 |
| | ⑥ 島田一丁目 | C | 49 | 43 |
| | ⑦ 本町三丁目 | C | 53 | 46 |
| | ⑧ 西裏館三丁目 | A | 54 | 42 |
| | ⑨ 東光寺 | B | 50 | 49 |
| 道路に面する地域 幹線交通を担う道路 | ⑩ 南四日町二丁目(県道長岡・見附・三条線) | B-2 車線 | 69 | 63 |
| | ⑪ 興野二丁目(市道田島・興野線) | B-2 車線 | 64 | 57 |
| | ⑫ 直江町二丁目(国道8号) | B-2 車線 | 65 | 59 |
| | ⑬ 西大崎二丁目(県道三条下田線) | B-2 車線 | 68 | 57 |
| | ⑭ 西裏館三丁目(国道289号) | C-2 車線 | 69 | 66 |
| | ⑮ 栄荻島(国道8号) | C-2 車線 | 70 | 67 |
| | ⑯ 鶴田三丁目(国道403号) | C相当-2 車線 | 73 | 66 |
| | ⑰ 荻堀(国道289号) | C相当-2 車線 | 64 | 53 |

図2 環境騒音調査測定場所





(2) 高速道路騒音

高速道路騒音が沿線住民へ与える影響を調査するため、市内8地点（図3）で騒音測定を行い、結果は表1-2のとおりでした。超過した地点については、新潟県高速道路交通公害対策協議会に報告し、東日本高速道路株式会社に必要な要請を依頼します。

※□印は環境基準超過を示す。

表1-2 令和6年度高速自動車道騒音測定結果

| No. | 測定地点 | 環境基準区分 | 昼間(dB) | 夜間(dB) |
|-----|------------|--------|--------|--------|
| 1 | 上須頃 1124-5 | B 地域相当 | 66 | 61 |
| 2 | 小古瀬 1326 | 〃 | 58 | 53 |
| 3 | 岡野新田 510 | 〃 | 53 | 51 |
| 4 | 貝喰新田 3275 | 〃 | 62 | 56 |
| 5 | 今井野新田 154 | B 地域 | 61 | 50 |
| 6 | 今井 459-2 | 〃 | 55 | 52 |
| 7 | 今井 185-1 | 〃 | 56 | 51 |
| 8 | 上須頃 5001-2 | C 地域 | 69 | 62 |

図3 高速自動車道騒音測定場所



(3) 工場・事業場騒音

騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例では、指定地域内の工場及び事業場は、騒音・振動を発生する施設（特定施設※）を設置するときは、届出とともに規制基準の遵守が義務付けられています。届出状況は表 1-3 のとおりでした。

表 1-3 令和 6 年度特定施設届出状況

| 種類 | 届出数 | 特定施設 増減数 | 総数 | |
|-------------------|-----|-------------|-------|-------|
| | | | 工場等の数 | 特定施設数 |
| 騒音規制法 | 6 | -2 | 631 | 2,538 |
| 新潟県生活環境の保全等に関する条例 | 3 | 8 | 705 | 2,629 |
| 計 | 9 | 6 | 1,336 | 5,167 |

これらの工場及び事業場から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、市は計画変更勧告や改善勧告、さらに改善命令を行います。

しかしながら、本市における工場、事業場の騒音公害の対策を講じるには困難なケースが多く、いまだ根本的な解決には至らないことが多くなっています。この原因としては大きく次の 4 点が考えられます。

ア 立地

本市は地場産業のまちで、家内工業的性格の強い中小零細企業が自然発的に集積したため、工場と住宅が軒を接するように建ち並び、典型的な「住工混在」となっています。

これらの工場は、敷地が小規模であるうえに、建て詰まりの状態となっていることが多いため、物理的な公害対策を取ることが困難となっています。また、拡張用地の欠如、周辺道路事情の悪さなどは、企業の体质強化にとっても問題となっています。

近年は、新たに造成された工業団地への移転や土地利用が純化したこと等により、騒音問題が解決したケースも見受けられますが、まだまだ「住工混在」は存在しています。

イ 技術

本市の工場等は、一般的に建物の構造が簡素で、かつ、敷地が狭いため、騒音の軽減を図ることが難しいケースが多くなっています。しかも、金属加工などで使用されるプレス機や鍛造機は、衝撃的で甚大な騒音と振動を発生させます。また、鍛造工場では炉を使用することから、暑さのため工場等の戸を密閉できないなどの難点もあります。

ウ 企業経営上の問題

本市における騒音対策の具体的方法としては、操業時間の短縮などの時間的な配慮や比較的簡単にできる施設の改善、または工場等の移転などの事例があります。抜本的な施設の改善と工場等の移転などといった対策はかなりの費用を要することから、中小企業の資金力では相当の重荷となります。

本市の地場産業をめぐる経済環境は依然として厳しく、また後継者不足の問題もあり、将来を見通した公害未然防止に対する意欲に乏しいのが実状と言えます。

エ 未然防止

公害防止対策は、未然防止が基本であることは言うまでもありません。市は、公害関係法令による事前の届出や建築基準法等による工場の立地規制により、新たな発生源の事前チェックを行っています。

しかし、自身の未然防止への取組意識が薄い事業者もいるため、既存の騒音問題は温存されることが多い状態となっています。

(4) 建設作業騒音

騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定建設作業を行う場合には、使用する機械により、事前に届出が必要となっています。届出状況は表1-4のとおりでした。

表1-4 令和6年度特定建設作業*届出状況

| 作業の種類 | | 届出件数(件) |
|-------|--------------|---------|
| 1 | バックホウを使用する作業 | 3 |
| 2 | 空気圧縮機を使用する作業 | 2 |
| 3 | 杭打ち機等を使用する作業 | 2 |
| 4 | さく岩機を使用する作業 | 1 |
| 計 | | 8 |

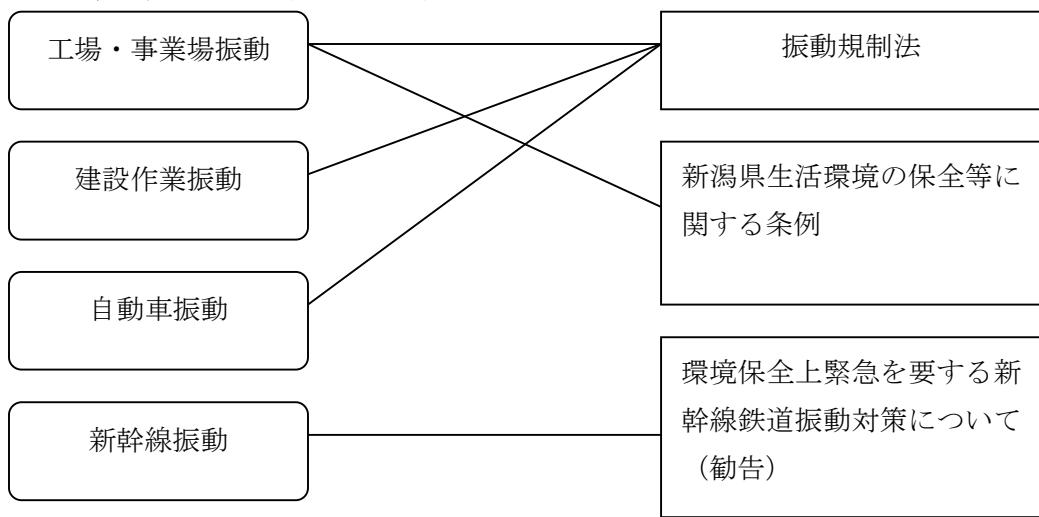
建設作業によって発生する騒音や振動は、そのレベルが比較的大きいことや、屋外で行われる作業が多いことから、その防止対策が困難な場合が多くあります。そのため、届出時に施行業者に対し、低騒音・低振動型機械の使用や周囲に配慮した工法の採用、防音シートの設置や周辺住民に対する工事の事前説明を徹底するよう指導しています。

2 振動

振動は、騒音と並んで公害としては身近な生活上の問題として発生し、本市においては、鍛造機やプレス機などからの衝撃的な振動が主な原因となっているため、振動防止対策上、対応が困難なことが多くなっています。

振動公害に対する法・条例等は図4のように整備されており、これに基づき市が地域を指定し、振動に関する調査、指導、規制を行っています。

図4 振動公害に関する法・条例等の体系



(1) 道路交通振動

道路交通振動とは、自動車が道路を通行することによって発生する振動をいい、振動規制法で要請限度が定められています。

関係法令に基づき、市は、振動を測定し定められた要請限度値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、道路管理者に対し当該道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請します。

8地点（図2）で測定を行い、結果は表1-5のとおりで、全ての地点で昼間及び夜間の振動レベルが、限度値を下回っていました。

表1-5 令和6年度道路交通振動測定結果

| 振動環境基準 | 測定地点 | 図2 | 昼間(dB) | 夜間(dB) |
|---------|----------------------|----|--------|--------|
| 第1種区域 | 南四日町二丁目（県道長岡・見附・三条線） | ⑩ | 43.2 | 29.8 |
| | 興野二丁目（市道田島・興野線） | ⑪ | 41.1 | 31.9 |
| | 直江町二丁目（国道8号） | ⑫ | 42.0 | 36.0 |
| | 西大崎二丁目（県道三条下田線） | ⑬ | 45.0 | 29.2 |
| 第2種区域 | 西裏館三丁目（国道289号） | ⑭ | 48.2 | 37.8 |
| | 栄荻島（国道8号） | ⑮ | 46.6 | 40.8 |
| 第2種区域相当 | 鶴田三丁目（国道403号） | ⑯ | 43.4 | 30.6 |
| | 荻堀（国道289号） | ⑰ | 33.9 | 23.1 |

【測定時間】

第1種地域 昼間：8:00～19:00 夜間：19:00～8:00

第2種・相当地域 昼間：8:00～20:00 夜間：20:00～8:00

(2) 工場・事業場振動

振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により、指定地域内の工場及び事業場は、騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置するときは、事前に市に届け出るとともに、規制規準の遵守が義務付けられています。届出状況は表1-6のとおりでした。

表1-6 令和6年度特定施設届出状況

| 種類 | 届出件数 (件) | 特定施設 増減数 | 総数 | |
|-------------------|-------------|-------------|-------|-------|
| | | | 工場等の数 | 特定施設数 |
| 振動規制法 | 6 | -1 | 537 | 3,313 |
| 新潟県生活環境の保全等に関する条例 | 0 | 0 | 107 | 532 |
| 計 | 6 | -1 | 644 | 3,845 |

これらの工場及び事業場から発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、市は、計画変更勧告や改善勧告、さらに改善命令を行います。

本市では、プレス機に比べ鍛造機の振動超過率が高い傾向にあります。これは、プレス機の場合は発生振動が小さく、機械の下に防振ゴム等を取り付けて対策してあることが多いのに対し、鍛造機では発生振動が大きく、防振対策を講じるためには一般的に費用が高額となるためです。

(3) 建設作業振動

振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき、建設作業を行う場合には、使用的機械により、事前に市に届出が必要となっています。届出状況は表1-7のとおりでした。

表1-7 令和6年度特定建設作業届出状況

| 作業の種類 | | 届出件数(件) |
|-------|--------------|---------|
| 1 | ブレーカーを使用する作業 | 2 |
| 2 | 杭打ち機等を使用する作業 | 4 |
| 計 | | 6 |

3 水質汚濁

水は、私たち人間をはじめ地球上の全ての生き物の生命の源です。しかし、一度汚染されると、農業、工業などの産業に被害を与え、飲料水、食物などを通じて健康にも影響を及ぼすことになります。

水が汚染される原因は、工場排水、一般家庭の生活排水※などが主ですが、最近は生活排水の占める割合が多くなっています。

(1) 水質汚濁の現状

河川の水質状況を把握することは、市民の健康保護と生活環境保全上極めて重要であることから、本市では毎年河川の水質調査測定を実施しています。

令和6年度は、27河川35地点（三条地区14河川16地点、栄地区5河川8地点、下田地区8河川11地点）について測定を実施しました。調査地点は図5のとおりです。

ア 人の健康の保護に関する項目（健康項目※）

健康項目については、全シアン※・六価クロム※・鉛※・カドミウム※の4項目の測定を行いました。測定地点の全ての河川で環境基準値を達成していました。

イ 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目※）

生活環境項目については、水素イオン濃度（pH）※、浮遊物質量（SS）※、溶存酸素量（DO）※、生物化学的酸素要求量（BOD）※の4項目の測定を行いました。有機汚染の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は表1-8のとおりでした。

生活排水（台所排水、洗濯排水、入浴排水等）が主要な汚濁源となっており、特に台所排水の生活雑排水※の多くは未処理のまま河川等公共水域に排出されています。

生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果としては、嵐南地区の生活排水や雨水を五十嵐川に排水する曲渕排水路の曲渕ポンプ場が11.2mg/lで調査地点中最高でした。

次いで、嵐南地区の間野川出口が3.2mg/l、島田川出口が2.9mg/l、嵐北地区的下水が集まる荒町ポンプ場が2.5mg/l、井戸場排水機場出口が2.5mg/lと生活排水による影響から負荷が高くなっています。

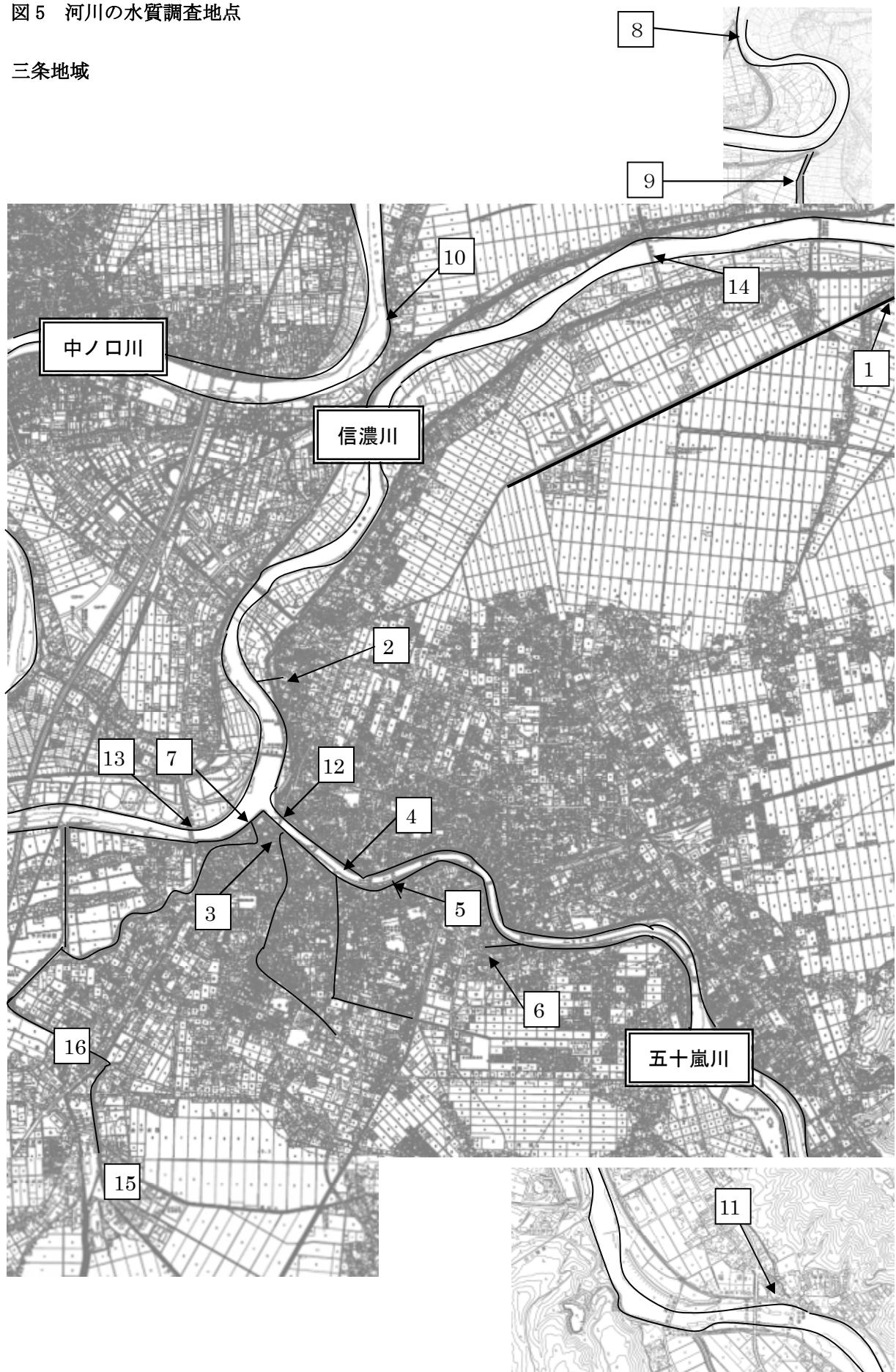
例年、曲渕排水路の測定値が突出して高い要因として、当該地域は集水域に新築住宅が増え、人口が増加傾向にありますが、下水道が未整備であり、生活排水が集中的に流入していることや、測定地点までの間の排水路が限られ、他地域に比べ雨水の混入が少ないとによるものと捉えています。

本市の水質は、全シアン・六価クロムなどの金属加工の排水による汚染については事業者、関係機関の努力により改善されていますが、生活雑排水、し尿浄化槽排水、有機性の産業排水による水の汚れについては依然として改善の余地がある状態となっています。

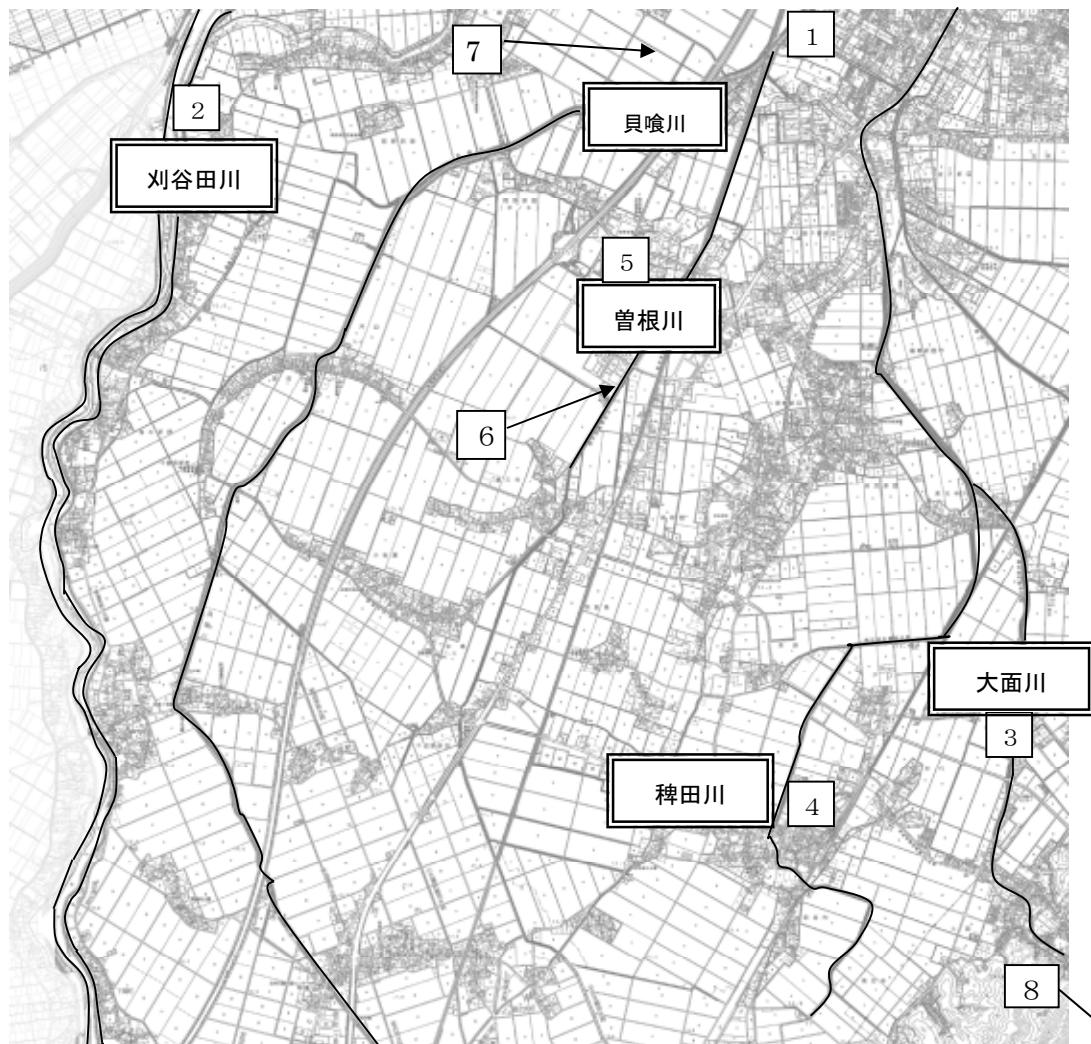
水素イオン濃度（pH）は、測定した全ての河川で問題ない状態でした。

図5 河川の水質調査地点

三条地域



栄地域



下田地域

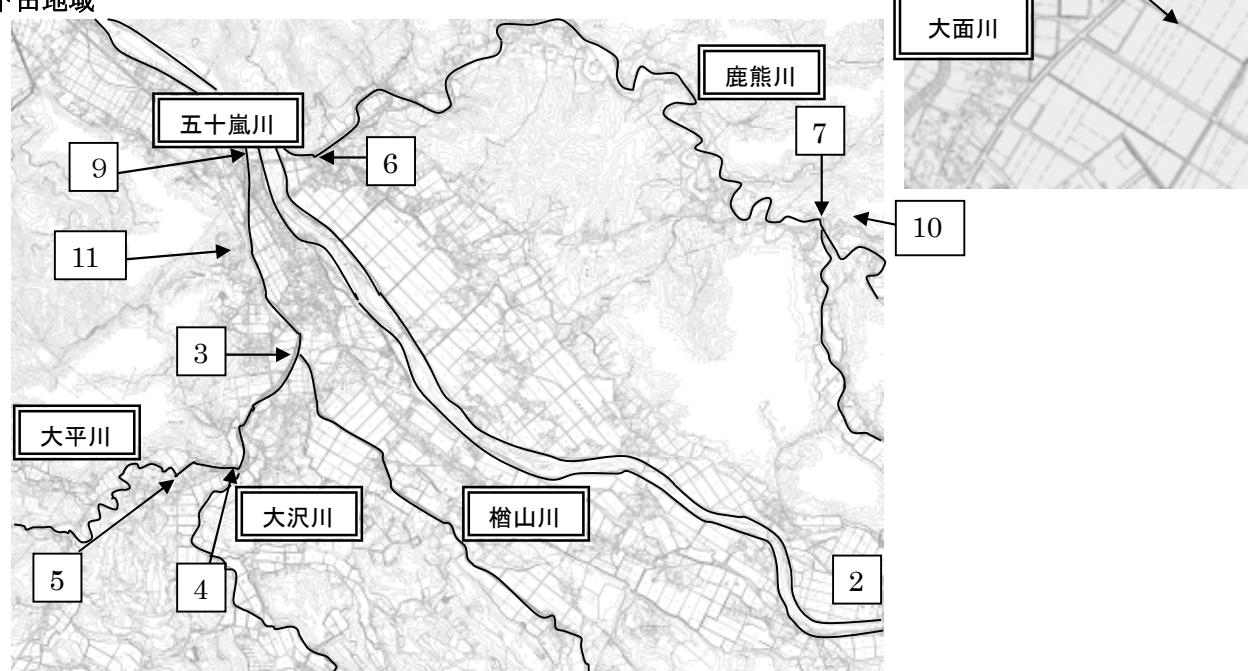


表 1-8 令和 6 年度市内河川の生物化学的酸素要求量 (BOD mg/ℓ)

| 図 | No. | 河川名 | 調査地点 | BOD 値 |
|------|-----|-------------|---------------|-------|
| 三条地域 | 1 | 新川 | 柳橋 | 2.4 |
| | 2 | 荒町排水路 | 荒町ポンプ場 | 2.5 |
| | 3 | 島田川 | 島田川出口 | 2.9 |
| | 4 | 新通川 | 新通川出口 | 2.4 |
| | 5 | 間野川 | 間野川出口 | 3.2 |
| | 6 | 曲渕排水路 | 曲渕ポンプ場 | 11.2 |
| | 7 | 貝喰川 | 貝喰川出口 | 1.3 |
| | 8 | 井戸場排水機 | 排水機場出口 | 2.5 |
| | 9 | 布施谷川 | 白柳橋 | 1.0 |
| | 10 | 中ノ口川 | 旧ヘリポート | 0.9 |
| | 11 | 五十嵐川 | 篠場頭首工 | 0.5 |
| | 12 | | 嵐川橋(五十嵐川出口) | 0.8 |
| | 13 | 信濃川 | 三条大橋 | 0.9 |
| | 14 | | 景雲橋 | 0.8 |
| | 15 | 鱈田川 | 金子新田工業団地下流 | — |
| | 16 | 直江排水路 | 嵐南橋 | 1.1 |
| 栄地域 | 1 | 貝喰川 | 今井橋 (403 号) | 1.8 |
| | 2 | 刈谷田川 | 中栄大橋 | 1.1 |
| | 3 | 大面川 | 蔵内大橋 | 1.8 |
| | 4 | 稗田川 | 下之町橋 | 1.4 |
| | 5 | 曾根川 | 岡野新田 1 号線の橋 | 2.0 |
| | 6 | 栄中央工業団地 | 調整池 | — |
| | 7 | 栄東部工業団地 | 調整池 | — |
| | 8 | 川通工業団地 | 調整池 | — |
| 下田地域 | 1 | 五十嵐川 | 北五百川(リバーパーク脇) | 0.5 |
| | 2 | | 鶴亀橋下 | 0.6 |
| | 3 | 檜山川 | 大平川合流地点前 | 1.0 |
| | 4 | 大沢川 | 一本木橋下 | 1.3 |
| | 5 | 大平川 | 長沢地内 | 1.3 |
| | 6 | 鹿熊川 | 倉見橋下 | 1.0 |
| | 7 | 中浦川 | 鹿熊川合流地点前 | 1.0 |
| | 8 | 守門川 | 長野大橋下 | 0.7 |
| | 9 | 大平川 | 五十嵐川合流地点前 | — |
| | 10 | 鹿熊川 | 蝶名林地内 | — |
| | 11 | 藤平工業団地排水流入口 | 藤平工業団地 | — |

ウ 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目・指定河川）

環境基準の指定河川である中ノロ川・五十嵐川・信濃川の3河川における5調査地点について、生物化学的酸素要求量（BOD）75%値（測定データのうち水質の良いものから並べた時の75%目の値）の推移は表1-9、表1-10、表1-11のとおりです。

生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素（DO）については中ノロ川・五十嵐川・信濃川の全ての調査地点で環境基準を達成しています。

浮遊物質（SS）については、次のとおり6地点で計12回、環境基準（25 mg/ℓ）を達成できませんでした。

- ・新川（柳橋）1回（7月：31 mg/ℓ）
- ・井戸場排水機場（排水機場出口）1回（5月：57 mg/ℓ）
- ・布施谷川（北野新田 白柳橋）1回（11月：32 mg/ℓ）
- ・信濃川（三条大橋）3回（6月：30 mg/ℓ、9月：38 mg/ℓ、11月：66 mg/ℓ）
- ・信濃川（景雲橋）2回（7月：37 mg/ℓ、11月：71 mg/ℓ）
- ・中ノロ川（旧ヘリポート）4回（6月：38 mg/ℓ、9月：28 mg/ℓ、10月：28 mg/ℓ、11月：70 mg/ℓ）

環境基準値を達成できなかった原因として、測定地点の上流部でまとまった降雨があり、河川への土砂等の流入により、混濁が発生し浮遊物質が上昇したものと推定されます。

表1-9 中ノロ川の生物化学的酸素要求量（BOD）経年変化（単位：mg/ ℓ）

| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 旧ヘリポート | 0.9 | 0.9 | 0.7 | 0.7 | 0.9 |
| 環境基準 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

表1-10 五十嵐川の生物化学的酸素要求量（BOD）経年変化（単位：mg/ ℓ）

| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 竈場頭首工 | 0.8 | 1.0 | 0.7 | 0.5 | 0.5 |
| 嵐川橋 | 1.0 | 1.3 | 0.9 | 0.7 | 0.8 |
| 環境基準 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

表1-11 信濃川の生物化学的酸素要求量（BOD）経年変化（単位：mg/ ℓ）

| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 三条大橋 | 0.9 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.9 |
| 景雲橋 | 0.9 | 0.6 | 0.5 | 0.7 | 0.8 |
| 環境基準 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

エ 特殊項目（重金属※類）

本市では、金属加工が重要な地場産業であることから、特に環境基準に定めのない重金属5項目（クロム・銅※・溶解性鉄・亜鉛※・溶解性マンガン※）についても測定を実施しています。

銅・亜鉛濃度の推移は表1-12のとおりでした。

表1-12 市内河川の銅(Cu) 亜鉛(Zn) 濃度(単位:mg/l、上段:Cu、下段:Zn)

| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新川柳橋 | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.02 | 0.01 |
| | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| 荒町ポンプ場出口 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.03 | 0.03 | 0.02 | 0.01 | 0.01 |
| 島田川出口 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.01 |
| 新通川出口 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.03 | 0.03 | 0.02 | 0.01 | 0.03 |
| 間野川出口 | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.02 | 0.01 |
| 曲渕ポンプ場出口 | 0.02 | 0.02 | 0.03 | 0.02 | 0.02 |
| | 0.04 | 0.04 | 0.03 | 0.03 | 0.03 |
| 貝喰川出口 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.01 | 0.01 |
| 井戸場排水機 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.04 | 0.04 | 0.38 | 0.02 | 0.02 |
| 布施谷川白柳橋 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.01 | 0.02 |
| 中ノ口川旧ヘリポート | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.014 | 0.014 | 0.012 | 0.005 | 0.003 |
| 竈場頭首工 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.014 | 0.014 | 0.013 | 0.004 | 0.008 |
| 嵐川橋(五十嵐川出口) | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.005 | 0.004 |
| 信濃川三条大橋 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.004 | 0.003 |
| 信濃川景雲橋 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| | 0.010 | 0.010 | 0.009 | 0.006 | 0.004 |

オ 水質汚濁事故の状況

令和6年度は、19件の水質汚濁事故が発生しました。事業場関係（設備、車両からの油流出）が7件、灯油ホームタンクからの油流出が1件、その他8件、原因不明が3件となっています。油の流出については、オイルフェンスや吸着マットで対処、回収処理を行いました。

(2) 工場・事業場対策

ア 公害防止協定※による対策

本市では、市民の健康を守り、環境保全を図るため、有害物質を取り扱う工場の自覚を促し、河川の汚濁防止を目的として電気メッキ施設等を設置している事業場と公害防止協定を結んでいます。

協定の内容は、公害防止の基本方針を明らかにし、事業場での教育訓練、管理、緊急時対策を定めた上で、市に対する自主検査の報告、市の立入調査などについても規定しています。現在は、9の事業所と公害防止協定を締結しており、自主検査報告は、毎月1回行っています。結果は、表1-13のとおりで、排水基準に抵触する事業場はありませんでした。

立入調査は、協定締結事業場のうち、重点監視が必要な事業場については毎月1回、他の事業場については年4回実施しました。調査結果は、表1-14のとおりで、全ての事業所で良好となっています。

表1-13 令和6年度自主検査報告結果

| 全 シ アン | | | 六 価 ク ロ ム | | |
|---------|------|-------|-----------|------|------|
| サンプル数 | 不適件数 | 適合率 | サンプル数 | 不適件数 | 適合率 |
| 36 | 0 | 100 % | 108 | 0 | 100% |
| 全 ク ロ ム | | | | | |
| 36 | 0 | 100 % | | | |

表1-14 令和6年度立入調査報告結果

| 全 シ アン | | | 六 価 ク ロ ム | | |
|--------|------|------|-----------|------|------|
| サンプル数 | 不適件数 | 適合率 | サンプル数 | 不適件数 | 適合率 |
| 12 | 0 | 100% | 72 | 0 | 100% |

4 大気汚染

環境基本法において典型7公害の一つとされている大気汚染については、大気汚染防止法により、さまざまな規制が実施されています。大気汚染防止法では、工場や事業場から吐き出される煙や自動車の排気ガスなど、主として広範囲に及ぶ大気汚染を規制することによって、人体や生活環境の悪化を防止することを目的としています。

(1) 野焼きによる焼却臭

本市では、工場、事業場が設置している小型焼却炉での焼却や、野焼きによるばい煙、焼却臭、また、農家による稻わら、もみ殻の焼却による苦情も数多く寄せられています。

屋外でごみ等を燃やす野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部例外を除き禁止されています。野焼きは、焼却時に発生する煙や臭気、飛散した灰により外に洗濯物が干せないなど、周辺住民の迷惑となります。さらに、火の粉が飛散し火災の原因となる恐れがあります。

ただし、農業を営むにあたりやむを得ないものとして行われる稻わら、もみ殻等の焼却については例外として認められていますが、その場合でも、周辺住民から苦情が生じた際には、指導等の対象となることがあります。具体的には、周辺住民等から苦情があつた場合、市が現地を確認し、原因となつた行為者に対し、近隣に影響が出ているため、焼却せずに田へすき込みを行うよう注意喚起し、啓発チラシを配布しています。例外として認められている行為であつても、時間帯や場所、風向きを考慮するなど、周辺環境に十分配慮することが必要です。

野焼き禁止規定の例外としては、以下のものがあります。

- ア 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（例：河川敷の草焼却など）
- イ 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却（例：災害などの応急対策など）
- ウ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事など）
- エ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：田畠維持管理のための稻わらの焼却など）
なお、家庭ごみを田畠で焼却することは「農業を営むためにやむを得ない焼却」とは認められません。
- オ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの（例：キャンプファイアなど）

(2) 光化学スモッグ

工場や事業所、自動車などから大気中に排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)などが、太陽の強い紫外線を受けることにより光化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれるオゾンやアルデヒドなどの酸化性物質に変質します。気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまつてもやがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」といいます。

光化学スモッグは、春から夏にかけて、気温が高く、日差しが強く、風があまりない日に高濃度になります。高濃度のオキシダントは、人(特に子どもや高齢者)の目や呼吸器などを刺激して健康被害を発生する場合があるため、市では、光化学スモッグによる健康被害を防止するため、県と連携し、状況に応じて注意喚起を行っています。

(3) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル(1マイクロメートル=0.001ミリメートル)以下の小さな粒子(髪の毛の太さの1/30程度)のこと、物の燃焼などによって直接排出されるものと、ガス状大気汚染物質が、大気中の化学反応により粒子化したものとがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壤、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

環境基本法第16条第1項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として、国は、環境基準を1年平均値1立方メートルあたり15マイクログラム以下かつ1日平均値1立方メートルあたり35マイクログラム以下と定めています。

PM2.5は粒径が非常に小さく、肺の奥まで入ると、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるため、市では、PM2.5による健康被害を防止するため、県と連携し、状況に応じて注意喚起を行うこととしています。

(4) その他

近年は、硫黄酸化物などが大気中で酸化され雨の中に溶け込み、強い酸性の雨が降ってくる酸性雨や二酸化炭素などが増えて起こる地球温暖化、さらには、フロンガスによって起こるオゾン層破壊等の地球規模の環境問題が大きな問題になっています。

5 悪臭

悪臭は人間の生産活動や生活の様々な場面で発生します。臭いの感じ方は、濃さや種類によって個人差も大きく、いったん悪臭の問題が起きると、簡単に解決できないことが多くなっています。最近は、廃棄物、稻わら、もみ殻の焼却や、飲食店、家庭における管理の悪い浄化槽などから発生する悪臭について、近隣住民から苦情が多く寄せられています。

悪臭防止法では、対応が難しい複合臭や生活起因の悪臭などに対処するため、人間の嗅覚を用いた「臭気指数※」による規制基準や、国民の日常生活に起因する悪臭の防止に関する国民の責務等が定められています。

(1) 工場・事業場対策

新潟県生活環境の保全等に関する条例により、悪臭防止法上の臭気指数規制に基づき、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認めた規制区域内において、悪臭を発生する全ての事業所を規制の対象としています。

規制は、土地の利用実態に応じて第1種～第3種に区分し、区分ごとに表1-15のとおり規制基準を設定しています。

表 1-15 悪臭防止法における規制区域

| 区分 | 用途地域（栄地区は準ずる地域） | 許容限度（臭気指数） | |
|-------|---|------------|-----|
| | | 敷地境界線 | 排出水 |
| 第1種区域 | 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域 | 10 | 26 |
| 第2種区域 | 準工業 | 12 | 28 |
| 第3種区域 | 工業地域、工業専用地域 | 13 | 29 |

第1種区域：主に住居地域、商業地域など、これらに相当する地域

第2種区域：準工業地域など、工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

第3種区域：工業地域など悪臭に対して順応の見られる地域

6 廃棄物

ごみは、本を正せば自然のさまざまな資源です。ごみを大量に出すということは、資源を大量に使用することになります。このまま大量消費を続けると、大切な資源が枯渇してしまうだけでなく、地球環境を破壊してしまうことになります。

本市においても、ライフスタイルの多様化に伴ってごみ質も変化しており、ごみの排出量とともに大きな課題となっています。

(1) ごみ処理

本市におけるごみの発生量及び処理状況は表 1-16 のとおりでした。また、一人一日当たりのごみ排出量は 1,049g でした。なお一層のごみ排出量の抑制が求められます。

表 1-16 令和 6 年度ごみの発生・処理状況

| 区分 | 排出量 (kg) |
|----------|------------|
| 総排出量 | 34,988,662 |
| 可燃物 | 30,639,550 |
| 不燃物 | 769,570 |
| 三条市資源回収 | 2,656,803 |
| 内訳 | |
| 自治会等資源回収 | 178,690 |
| 有害ごみ | 32,924 |
| 堆肥化 | 671,945 |
| 埋立 | 39,180 |

※R6. 9 末時点の人口：91,409 人

※可燃物排出量 燕・弥彦総合事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合処理受託分を含まない。

(2) 資源物分別収集

本市では、ごみの中で再資源化できる 4 種類（ペットボトル、古紙類、ガラスびん、空缶）及び使用済小型家電等について、指定した資源物の日に収集したり、公共施設や店舗等で拠点回収を実施しており、収集実績は表 1-17 のとおりでした。

分別収集した資源物は、新しい商品等に再生されています。

表 1-17 令和 6 年度資源物収集量

| 区分 | | 収集量 (kg) | | 商品化等 | |
|----------|--------|-----------|-----------|------------|--|
| ペットボトル | | 241,500 | | 衣類、カーペット等 | |
| 古紙類 | 紙パック | 2,556 | 1,762,730 | ティッシュペーパー等 | |
| | 新聞・チラシ | 772,460 | | 新聞、雑誌等 | |
| | 段ボール | 539,279 | | 雑誌、段ボール等 | |
| | 雑誌 | 448,435 | | 雑誌、絵本等 | |
| ガラスびん | | 434,640 | | 再使用、びん等 | |
| 缶類 | スチール | 79,714 | 210,010 | 建築資材等 | |
| | アルミ | 119,846 | | アルミ缶、サッシ枠等 | |
| | その他 | 10,450 | | — | |
| 使用済小型家電類 | | 2,623 | | — | |
| 古着等 | | 5,300 | | 主に海外で再利用 | |
| 計 | | 2,656,803 | | — | |

※自治会等資源回収を含まない。

(3) 有害ごみ収集

本市では、ごみの中で有害物質である水銀を含む蛍光管、乾電池と発火の危険性のある小型充電式電池について年2回収集し、乾電池、小型充電式電池については市内18か所の公共施設等に回収箱を設置し、定期的に回収を行っています。収集した有害ごみは、清掃センター直接搬入分を含め100パーセントリサイクル可能な事業者において再生処理を行っています。収集実績は表1-18のとおりでした。

表 1-18 令和 6 年度有害ごみ回収量

| 区分 | 収集 (kg) | 拠点回収 直接搬入 (kg) | 計 (kg) | 再生品 |
|---------|---------|-------------------|--------|---------------|
| 乾電池 | 14,645 | 10,995 | 25,640 | 鉄くず、亜鉛滓、水銀 |
| 小型充電式電池 | 976 | 1,339 | 2,315 | コバルト、ニッケル、耐熱銅 |
| 蛍光管 | 4,278 | 691 | 4,969 | ガラス、アルミ、水銀 |
| 計 | 19,899 | 13,025 | 32,924 | |

(4) 緑のリサイクルセンター

庭木等のせん定枝は木質バイオマス発電所で発電用燃料として活用しています。幹については、燃料用の薪として活用することで、未利用資源のリサイクル化に努めています。

| 稼動日数 (日) | 搬入量 (kg) | 搬出量 (kg) |
|----------|----------|----------|
| 127 | 671,025 | 607,000 |

(5) 完熟堆肥化センター

学校給食から排出される食品残渣を堆肥化して利用することにより、資源循環型社会の形成に努めています。

| 搬入量 (kg) | 搬出量 (kg) |
|----------|----------|
| 920 | 170 |

7 公害苦情

市民から寄せられる苦情の多くは、健康と生活環境に関する相談で、これらの公害苦情を通じて公害被害の現状と公害に関する関心の度合いを知ることができます。

市に寄せられる公害苦情は、プレス機や鍛造機などによる騒音、振動を始め、野焼きの焼却や浄化槽の管理不全による悪臭など、用途指定地域から指定地域外までさまざまです。

(1) 公害苦情処理

令和6年度に市民から寄せられた公害苦情は62件でした。本市における過去5年間の苦情件数の経年変化は表1-19のとおりです。

公害苦情の内訳を種類別に見ると、悪臭が24件で最も多く、次いで、水質汚濁が19件、騒音が15件、振動が2件、その他2件、大気汚染0件となっています。このような苦情の申立があった場合には、市は現地調査等を行い原因を特定し、指導を行うことで問題解決に努めています。

表1-19 公害苦情種類別発生件数及び構成比の推移

(単位:件)

| 年度 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | その他 | 合計 |
|----|------|------|----|----|----|-----|-----|
| R2 | 1 | 19 | 18 | 5 | 56 | 3 | 102 |
| R3 | 0 | 17 | 16 | 2 | 62 | 2 | 99 |
| R4 | 0 | 16 | 17 | 3 | 50 | 4 | 90 |
| R5 | 0 | 20 | 15 | 9 | 32 | 1 | 77 |
| R6 | 0 | 19 | 15 | 2 | 24 | 2 | 62 |

(2) 近隣騒音

生活様式の変化や住宅地の過密化などにより、近隣騒音の苦情も市へ多く寄せられています。近隣騒音とは、拡声器による営業宣伝、カラオケ等による深夜騒音、一般の家庭生活におけるピアノやペットの鳴き声、エアコンなど周辺の生活環境に影響を与えるものを言います。

近隣騒音苦情は、一般的に感情的になりやすく、解決が困難なものも多くあります。

市では、生活騒音など規制のないものについては、当事者間の理解を促すよう努めています。



第3章 環境保全に向けた取組

1 三条市環境基本条例

今日の地域環境をはじめ地球環境問題に対応するためには、従来の公害防止対策や環境保全施策の充実だけでは十分ではなく、市民・事業者・民間団体・市の4者が相互に協働しながら取り組む、新たな視点に立った環境施策の総合的かつ計画的な展開が必要とされています。

また、人と環境にやさしいまちづくりを進め、より良い環境を将来に引き継ぐためには、環境行政の指針となるべき条例の制定が必要でした。そこで、平成14年4月に『三条市環境基本条例』を制定し新三条市に引き継がれました。

本条例は全3章、26条で構成され、基本理念のもと、市民・事業者・民間団体・市のそれぞれの責務などが規定されています。

2 三条市環境基本計画

(1) 計画の策定

本市では「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」を望ましい環境像として掲げ、平成20年3月に「三条市環境基本計画」を策定し、三条市環境基本条例の理念を踏まえ、具体的な行動を定めた上で、市、市民、事業者、民間団体がそれぞれ役割を分担し、各種取組を進めてまいりました。

その後、平成27年3月に第2次計画を策定、第2次計画では、三条市の豊かな自然を守り育て、様々な環境問題を解決し、より良い状態で将来の世代に継承していくことを目指し、「資源・エネルギー」、「まちづくり」、「人づくり」の3つを柱に、「①資源の循環と再生可能エネルギーの活用」、「②住み続け選ばれるまちの実現」「③新たな環境啓発・環境教育の推進」を重点施策とし各種取組を展開してきました。

しかしながら近年、地球温暖化による影響により、気温や降雨などの気候要素の変化を受けており、国際社会では、地球温暖化などの影響に伴う、気候変動による深刻な影響を避けるため、温室効果ガス※を各国が責任を持って削減するための枠組みである「パリ協定」のもと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑えるために、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を2050（令和32）年頃までに実質ゼロにする動きが広がっています。

国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。このように、脱炭素社会の実現に向けた動きは、既に世界的な潮流となっており、その対応が基礎自治体レベルでも急がれます。

このような背景の下、第2次計画を総括した上で、急速に進む人口減少や脱炭素社会の実現に向けた動きなど社会や経済の情勢変化を踏まえ、これから三条市として対応すべき課題を明らかにし、持続可能なまちを実現するために必要な環境面の取組を計画的に推進していくため、令和5年3月に「第3次三条市環境基本計画」を策定し、各種取組を実施してきました。

(2) 計画の期間

第3次計画の対象期間は、市の最上位計画である『三条市総合計画』との整合を図るため、令和5年度から令和10年度までの6年間としました。

(3) 環境の範囲

第3次計画では、環境の保全及び創造に関する施策を推進する環境の範囲を次の4つの分野としています。

ア 自然環境分野

水辺環境／動植物・生態系／里山・森林／農地／自然景観

イ 生活環境分野

大気環境／水環境／音環境／土壤・地盤環境／有害化学物質／廃棄物

ウ 快適環境分野

公園・緑地／まち美化／まち並み

エ 地球環境分野

資源・エネルギー／地球環境

(4) 各主体の役割

市、市民、事業者、民間団体等の各主体は、三条市環境基本条例に基づき、それぞれの責務として次の役割を担うこととします。

ア 市の責務

市は、環境の保全と創造に関する取組の推進役としての役割を踏まえ、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、市自らも、地域の一事業者・消費者としての環境の保全と創造に関する行動を率先して実行します。

イ 市民の責務

市民は、人と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制やエネルギーの大量消費、野焼きなどの屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

ウ 事業者の責務

事業者は、省エネルギーやごみの発生抑制、リサイクルなど、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

エ 滞在者及び民間団体の責務

通勤や通学で本市に滞在する人は、市民と同様に日常生活において環境への負荷の低減に努めます。観光などで本市を訪れる滞在者は、観光に伴い排出されるごみの持ち帰りや、野生の植物や野鳥などの生息環境を荒らさないことなど、環境への負荷の低減、環境の保全及び創造に自ら努めます。

民間団体は、事業者と同様に、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

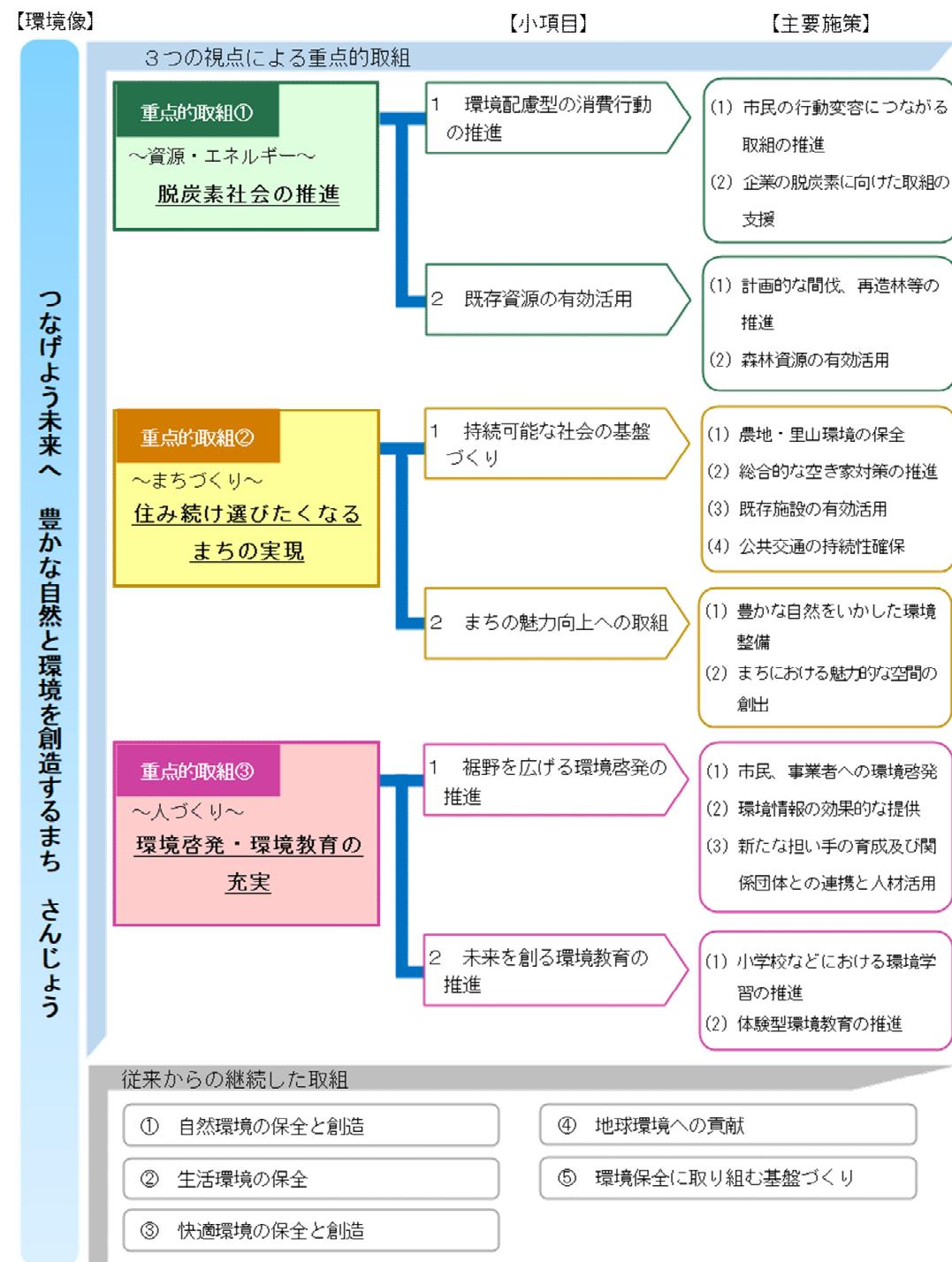
(5) 目指す環境像

三条市の目指す環境像を『つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう』としています。

この環境像は、本市のすばらしい財産である豊かな自然を良好な形で将来の世代に継承していくとともに、環境問題を解決するためには、守るだけではなく、今後は自然を創り、そしてまちを創って、未来を創るという思いと願いが込められたものです。

(6) 施策の体系

第3次計画では、目指す環境像を実現するため、3つの視点による重点的取組、従来からの取組として、次のとおりに施策を体系づけています。



(7) 計画の推進

計画の実効性を確保するためには、市民・事業者、民間団体・市の4者がそれぞれの役割を果たすとともに、共通した認識のもと、パートナーシップを築きながら一体となって取り組むことが必要です。

ア 取組指標

計画の推進にあたっては、個々の取組や協働事業などの進捗状況や成果を点検・評価し、計画の着実な進行を図るため、計画の項目ごとに数値目標等の取組指標を定め、計画の進行の度合いを測る基準としています。

イ 三条市環境審議会による進捗管理

三条市環境審議会は、識見を有するもの、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認めるものにより構成され、環境基本計画の策定見直しや環境の保全及び創造に関する重要な事項、計画の進捗状況について、専門的かつ広範な視点から審議を行います。

ウ 進行管理

計画に基づく施策の実効性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していくための進行管理方策として、Plan（計画）、Do（行動）、Check（点検）、Action（見直し）のP D C Aサイクルを基本とした進行管理を行います。

3 三条市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

平成18年4月に三条市役所が事業主体として自ら率先して温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化防止実行計画である「人と地球にやさしい三条市の率先行動計画」を策定しました。令和6年3月に「三条市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」として改定し、環境負荷の少ない行政事務・事業の執行に取り組んでいます。

4 環境にやさしいまちづくりへの取組

(1) エコクラス認定制度

環境学習の一環として、環境問題に自主的に取り組むエコクラス認定制度への参加クラスを募り、小・中学校のクラス、委員会単位で環境保全、省エネや省資源など、地球環境にやさしい学校生活を実践してもらう制度です。

ア 認定クラス数及び学校数 17クラス（11校）

イ 認定児童・生徒数 425人

(2) 全市一斉ノーマイカーデーの実施

自動車からの温室効果ガス排出量の抑制対策並びに環境問題への啓発活動として、市内事業所に呼びかけを行い、原則として毎月19日をノーマイカーデーの日として定め、通勤に使っているマイカーを自粛する取組を行いました。

ア 参加事業者数 延べ 19事業所

イ 参加者数 延べ 278人

ウ 二酸化炭素削減量 1243.9 kg-CO₂

(3) 三条スポ GOMI 大会

市民参加の一環として、自らの手でごみを拾うことで、まちをきれいに保つ、汚さない意識を養い、誰もが住みよい生活環境をつくり上げることを目的に行いました。

また、ごみ拾いに「スポーツ」の要素を加えることで、“楽しさ”“面白さ”を感じられるエコ活動として、より多くの市民をターゲットに環境意識の向上を図りました。

ア 日 時 令和6年10月6日(日) 8:30~11:00

イ 会 場 図書館等複合施設まちやま及び周辺競技エリア

ウ 参加チーム数 53チーム (参加者数: 189人)

エ ごみ集積量

| 区分 | 数量(kg) |
|---------|--------|
| 燃えるごみ | 40.48 |
| 燃えないごみ | 66.24 |
| ビン・缶 | 15.92 |
| ペットボトル | 4.28 |
| たばこの吸い殻 | 1.48 |
| 総 計 | 128.40 |

(4) 環境啓発施設 かんきょう庵

環境啓発の拠点として、楽しみながら環境を感じ行動に結び付くきっかけを提供しました。

ア 開館日数 359日

イ 来場者数 8,289人(23人/日)

ウ 主催講座数 13回

エ イベント数 4回

オ 環境啓発施設見学

市内小学校児童等の見学において、施設説明や環境について学習してもらい、新聞紙エコバックを作成しました。

| 区分 | 件数 | 参加者数 |
|-----|----|------|
| 小学校 | 12 | 434 |
| 一般 | 1 | 9 |

力 開催事業内容

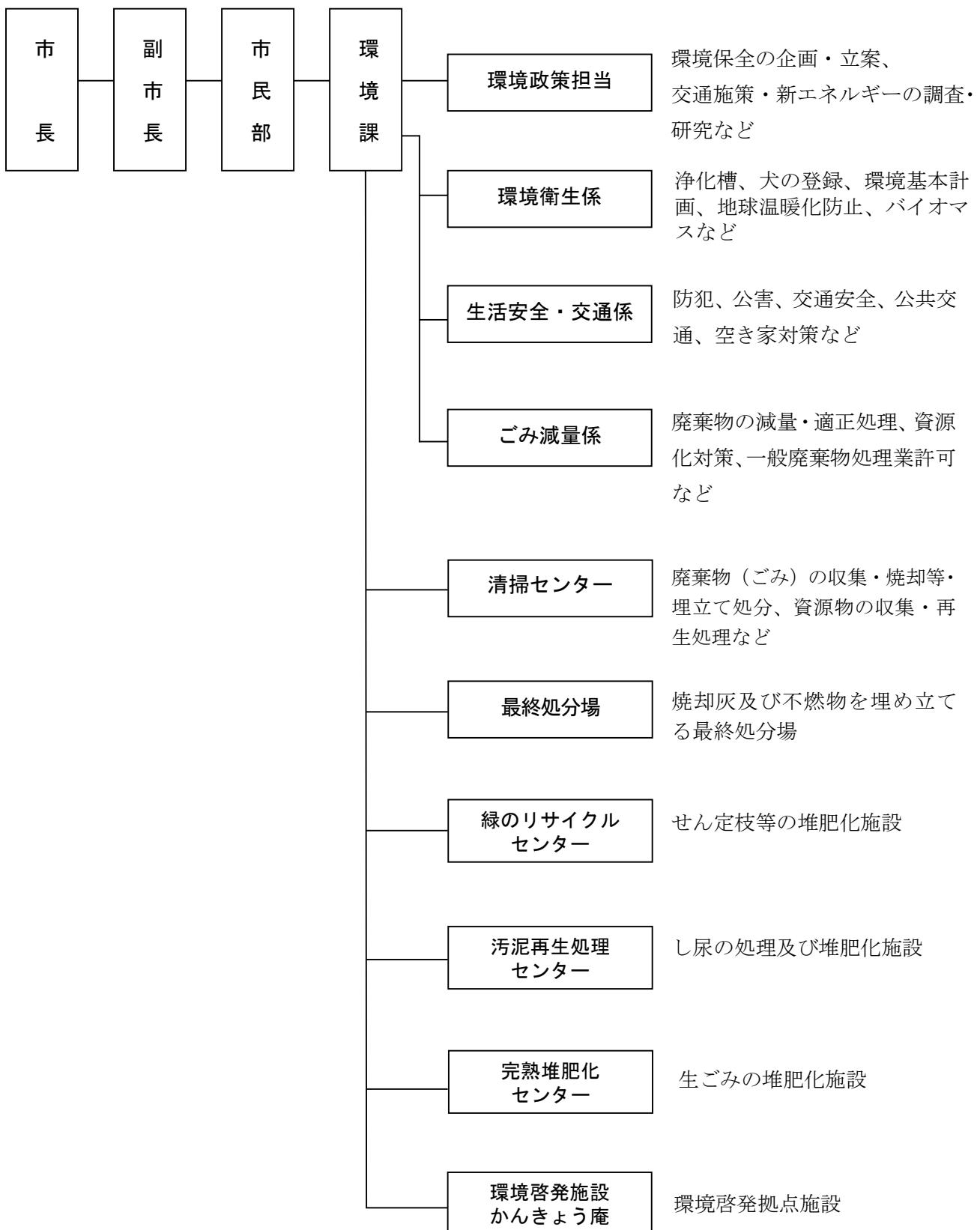
| 事業内容 | | 時間別 | | | 開催回数等 | | 参加者数 |
|------|---|-----|----|----|-------|------|------|
| | | 午前 | 午後 | 夜間 | 回数 | 延べ時間 | |
| イベント | 夏休み企画展「三条市に見られる昆虫展」 | ○ | ○ | | 1 | 80 | 170 |
| | クラフトクリスマス | ○ | ○ | | 1 | 5 | 146 |
| | リサイクル品展示抽選会 | ○ | ○ | | 3 | 120 | 891 |
| | かんきょう庵シアター | | ○ | | 7 | 14 | 62 |
| 講座 | 着物リメイク教室 「帯バッグ作り」 | | ○ | | 1 | 6 | 10 |
| | フードロス対策講座 「角田先生と楽しくおいしく春の食ロス講座」 | ○ | ○ | | 1 | 2 | 10 |
| | グリーンカーテンプロジェクト in さんじょう 「地球温暖化防止とグリーンカーテンの作り方講座」 | ○ | | | 2 | 3 | 24 |
| | 着物リメイク教室 「ワイドパンツ作り」 | ○ | ○ | | 1 | 5 | 5 |
| | 夏休みワークショップ 「保冷剤でかわいく香る消臭剤を作ろう!!」 | ○ | | | 1 | 2 | 13 |
| | 夏休み自由研究お助け隊 「環境マークみつけ!!with ペットボトルランタンを作っちゃおう」 | ○ | | | 1 | 2 | 24 |
| | 夏休みワークショップ 「親子で作るペットボトルクラフト」 | | ○ | | 1 | 3 | 8 |
| | ものづくり工房 「はじめての布ぞうり作り」 | ○ | ○ | | 2 | 5 | 6 |
| | フードロス対策講座 「角田先生と楽しくおいしく秋の食ロス講座」 | ○ | ○ | | 1 | 2 | 11 |
| | 「ぶきっちょさんの超初心者ミシン教室」 | ○ | ○ | | 2 | 8 | 8 |
| | ものづくり工房 「フルーツポマnderーを作ろう」 | ○ | | | 1 | 2 | 6 |
| | 「ミシン de リメイク教室」 | ○ | ○ | | 2 | 8 | 10 |
| | 着物リメイク教室 「チュニック作り」 | ○ | ○ | | 1 | 8 | 10 |

(5) 地域公共交通の利用促進

市では、自家用車による温室効果ガス排出量の抑制や自家用車の通行が集中することによる渋滞緩和を図り、市民生活等の移動手段を確保するため、市循環バスぐるっとさんやデマンド交通を中心とした地域公共交通の利用促進に取組んでいます。

参考

1 環境行政組織



2 三条市環境基本条例

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

　第1節 施策の基本方針（第9条）

　第2節 地域環境総合計画（第10条）

　第3節 基本施策（第11条—第22条）

　第4節 地球環境保全（第23条）

　第5節 公害発生の防止（第24条）

　第6節 推進体制の整備（第25条）

第3章 環境審議会（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるよう、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然との共生を確保するよう、適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）は、前条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。

- (3) 自然環境の適正な整備により、人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を保全すること。
- (4) 身近な自然及び地域の特性をいかした景観の形成並びに歴史的文化的な環境との調和を図り、快適な環境を保全すること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費の抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。
- (6) 市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）が人と環境とのかかわりについて理解と認識を深めるための教育及び学習を推進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

第2節 地域環境総合計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「地域環境総合計画」という。）を定めなければならない。

- 2 地域環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、地域環境総合計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、三条市環境審議会の意見を聽かなければならぬ。
- 4 市長は、地域環境総合計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、地域環境総合計画の変更について準用する。

第3節 基本施策

（施策の策定等に当たっての環境配慮）

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、地域環境総合計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

（環境の保全上の規制）

第12条 市は、公害の原因となる行為及び人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全等）

第13条 市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るために、河川等の水環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、人と自然が触れ合い、緑に親しむ恵み豊かな地域の形成を図るために、森林及び緑地の保全並びに緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全等)

第14条 市は、地域の特性をいかした潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び歴史的文化的特性に配慮した良好な環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減及び公害の防止のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等の措置)

第16条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(教育等の促進)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第21条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第5節 公害発生の防止

第24条 市民等は、公害を発生してはならない。

2 市民等は、法令等に違反しない場合においても、生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置その他の行為をするときは、最も環境への負荷の少ない方法で行うよう努めなければならない。

第6節 推進体制の整備

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第26条 市長は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、三条市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域環境総合計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

3 環境基準

(1) 騒音の大きさの例

| | | |
|-------|------------------------------|--|
| 120dB | 飛行機のエンジンの近く | |
| 110dB | 自動車のクラクション (前方 2m) | |
| 100dB | 電車が通る時のガード下 | |
| 90dB | 大声による独唱 騒々しい工場の中 | |
| 80dB | 地下鉄・電車の車内 | |
| 70dB | 電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭 | |
| 60dB | 静かな乗用車 普通の会話 | |
| 50dB | 静かな事務所 | |
| 40dB | 図書館 静かな住宅地の昼 | |
| 30dB | 郊外の深夜 ささやき声 | |
| 20dB | 置時計の秒針 (前方 1m) 木の葉のふれ合う音 | |

(2) 振動の大きさの例

気象庁震度階

| | | | | | |
|------|--|------------------|---|---|----|
| 90dB | | 人体に影響が 生じ始める | 家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれてる。歩いている人にも感じられ、多くの人は戸外に飛び出す程度の地震 | 中震 | |
| 80dB | | 産業職場で 振動が気になる | 家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震 | 弱震 | |
| 70dB | | 深い睡眠にも 影響がある | 浅い睡眠に 影響が出始める | 大勢の人に感ずる程度の もので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの 地震 | 軽震 |
| 60dB | | 振動を感じ始める | 静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震 | 微震 | |
| 50dB | | ほとんど睡眠に 影響はない | 人体に感じない程度で地震計に記録される程度の地震 | 無感 | |
| 40dB | | 常時微動 | | | |

気象庁震度階は平成8年10月に変更されています。上記の震度階はそれ以前のものです。

(3) 騒音に係る環境基準

○一般地域（道路に面する地域以外の地域）

| 地域の類型 | 基準値 (dB) | |
|--------|----------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50dB 以下 | 40dB 以下 |
| A 及び B | 55dB 以下 | 45dB 以下 |
| C | 60dB 以下 | 50dB 以下 |

○道路に面する地域

| 地域の区分 | 基準値 (dB) | |
|-------------|----------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A 地域 2 車線以上 | 60dB 以下 | 55dB 以下 |
| B 地域 2 車線以上 | 65dB 以下 | 60dB 以下 |
| C 地域 1 車線以上 | | |

○幹線交通を担う道路に近接する空間

| 基準値 (dB) | 備 考 | |
|----------|----------|--|
| | 昼間 | 夜間 |
| 70 dB 以下 | 65 dB 以下 | 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間:45dB 以下、夜間:40dB 以下）によることができる。 |

- ・ 地域の類型

AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- ・ 時間の区分

昼間:午前 6 時から午後 10 時まで

夜間:午後 10 時から午前 6 時まで

* 騒音に係る環境基準 抜粋

(4) 自動車騒音に係る要請限度

| 区域の区分 | 要請限度 (dB) | |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| | 昼間 (6:00～22:00) | 夜間 (22:00～6:00) |
| a・b 区域の 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 | 55 |
| a 区域の 2 車線以上を有する道路に面する区域 | 70 | 65 |
| b 区域の 2 車線以上・c 区域の車線を有する道路に面する区域 | 75 | 70 |
| 幹線交通を担う道路に近接する区域 | 75 | 70 |

- ・ 地域の類型

a : 専ら住居の用に供される区域

b : 主として住居の用に供される区域

c : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

* 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（総理府令第 15 号）抜粋

(5) 特定工場等に係る規制基準（騒音）

| 区域の区分 | 規制基準 (dB) | | | |
|--|-----------|------------|-------------|------------|
| | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 |
| | 6:00～8:00 | 8:00～18:00 | 18:00～21:00 | 21:00～6:00 |
| 第1種区域 | 40 | 50 | 40 | 40 |
| 第2種区域 | 50 | 55 | 50 | 45 |
| | 6:00～8:00 | 8:00～20:00 | 20:00～22:00 | 22:00～6:00 |
| 第3種区域 | 60 | 65 | 60 | 50 |
| 第4種区域 | 65 | 70 | 65 | 60 |
| 第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5dBを減じた値とする。 | | | | |

* 新潟県生活環境の保全等に関する条例 抜粋

(6) 道路振動に係る要請限度

| 区域の区分 | 要請限度 (dB) | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 昼間 | 夜間 |
| 第1種区域 | 8:00～19:00 ----- 65 | 19:00～8:00 ----- 60 |
| 第2種区域 | 8:00～20:00 ----- 70 | 20:00～8:00 ----- 65 |

* 振動規制法施行規則 抜粋

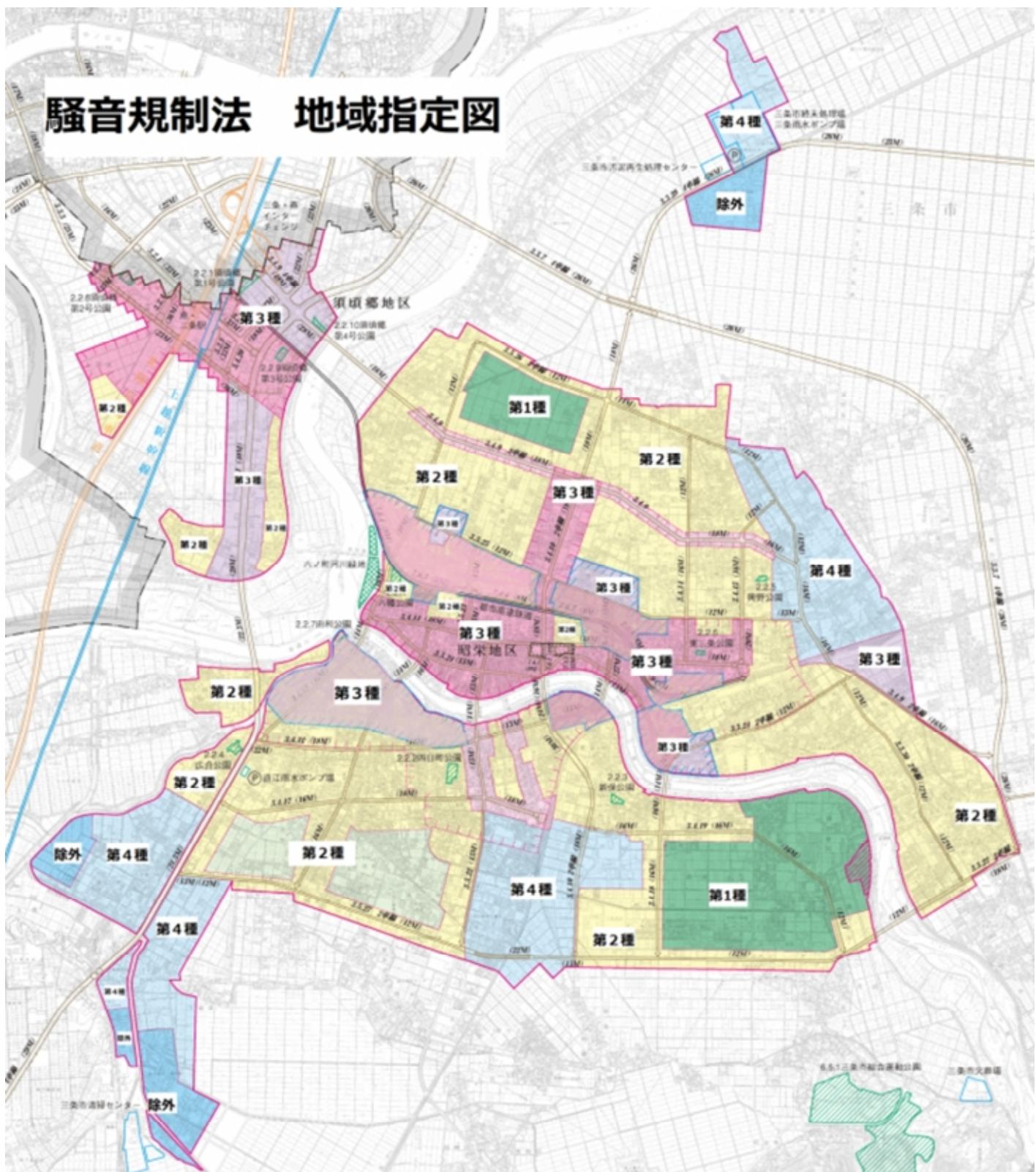
(7) 特定工場等に係る規制基準（振動）

| 区域の区分 | 規制基準 (dB) | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 昼間 | 夜間 |
| 第1種区域 | 8:00～19:00 ----- 60 | 19:00～8:00 ----- 55 |
| 第2種区域 | 8:00～20:00 ----- 65 | 20:00～8:00 ----- 60 |

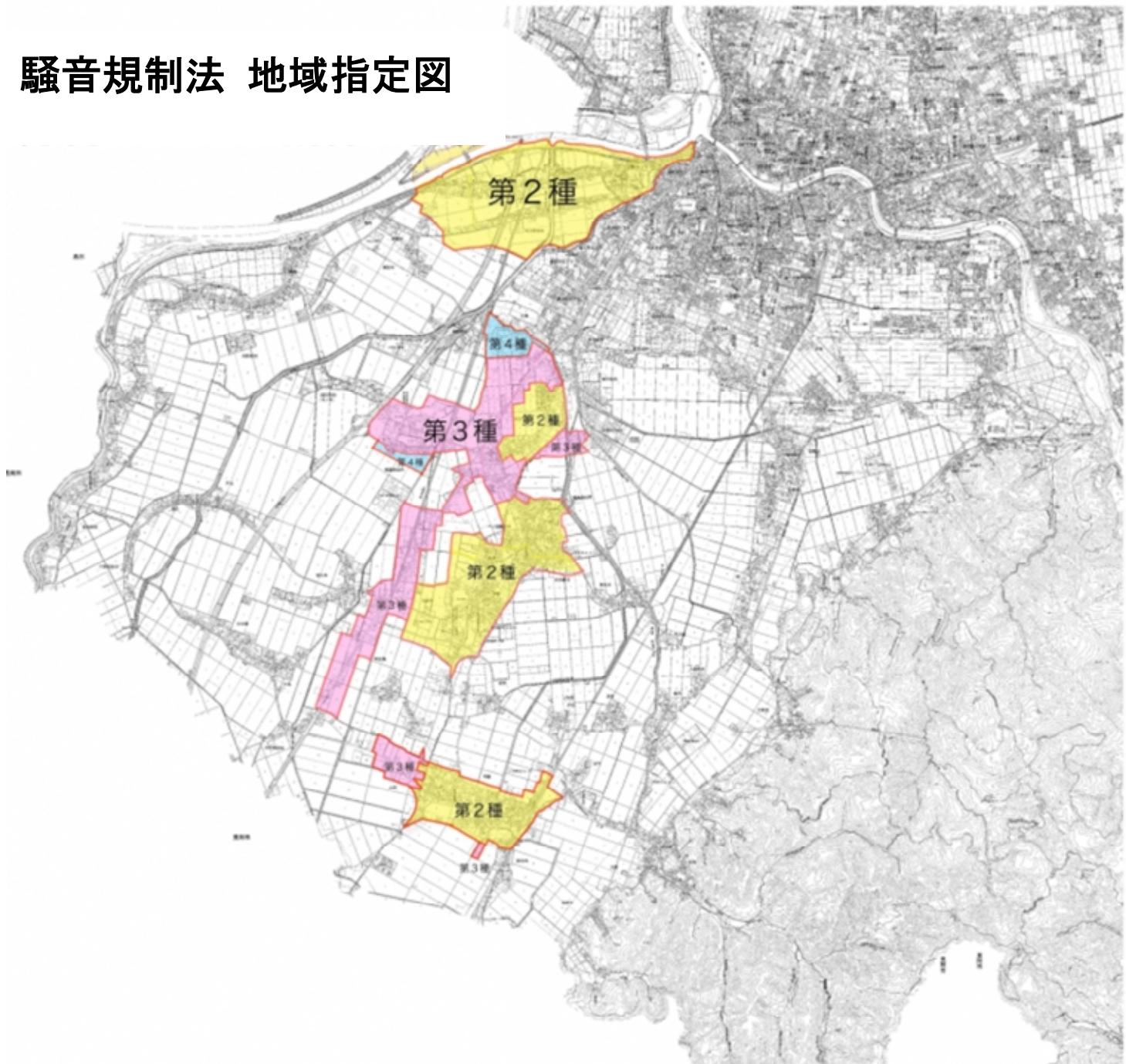
学校、病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5dBを減じた値とする。

* 新潟県生活環境の保全等に関する条例 抜粋

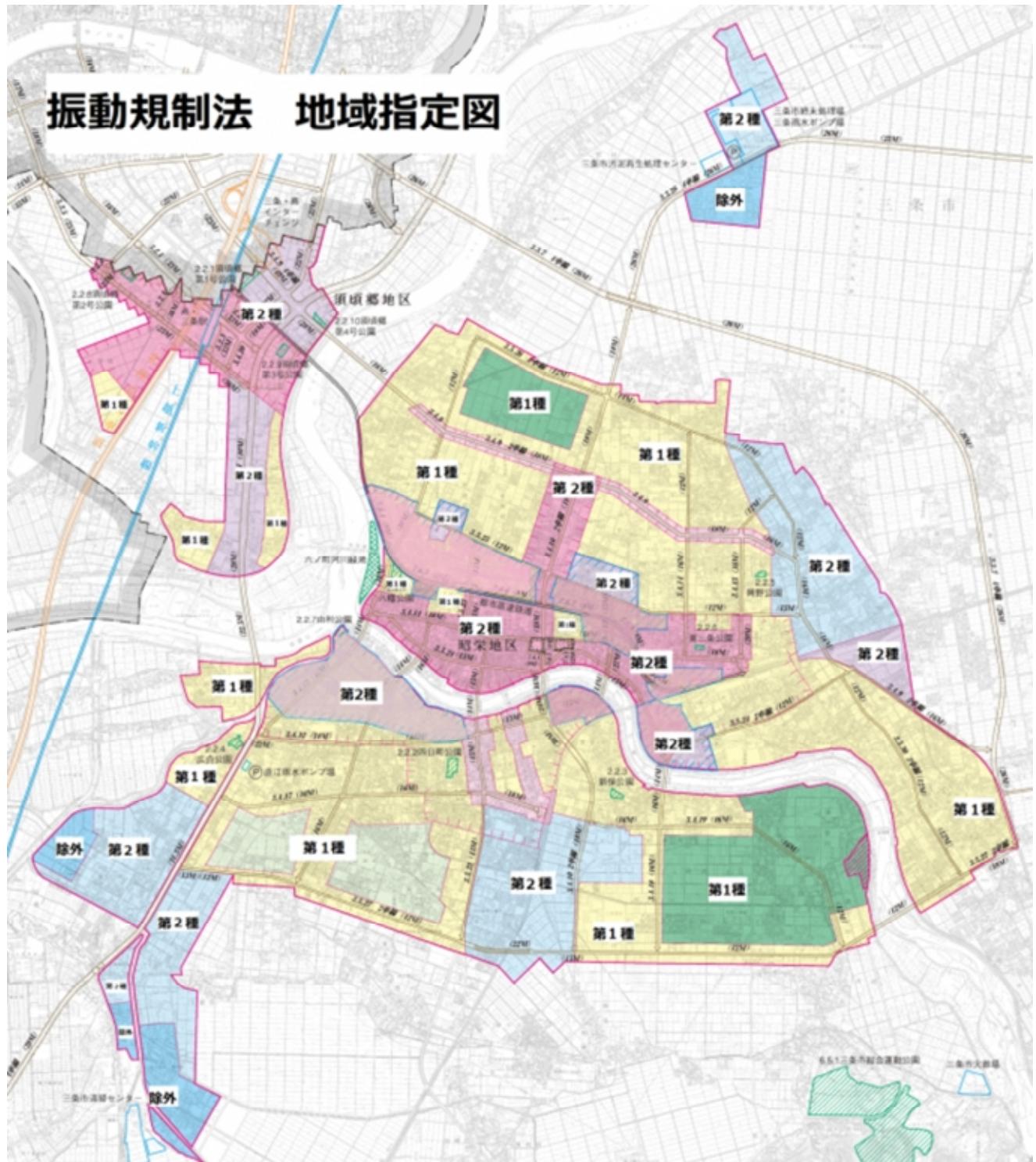
(8) 騒音に係る指定地域



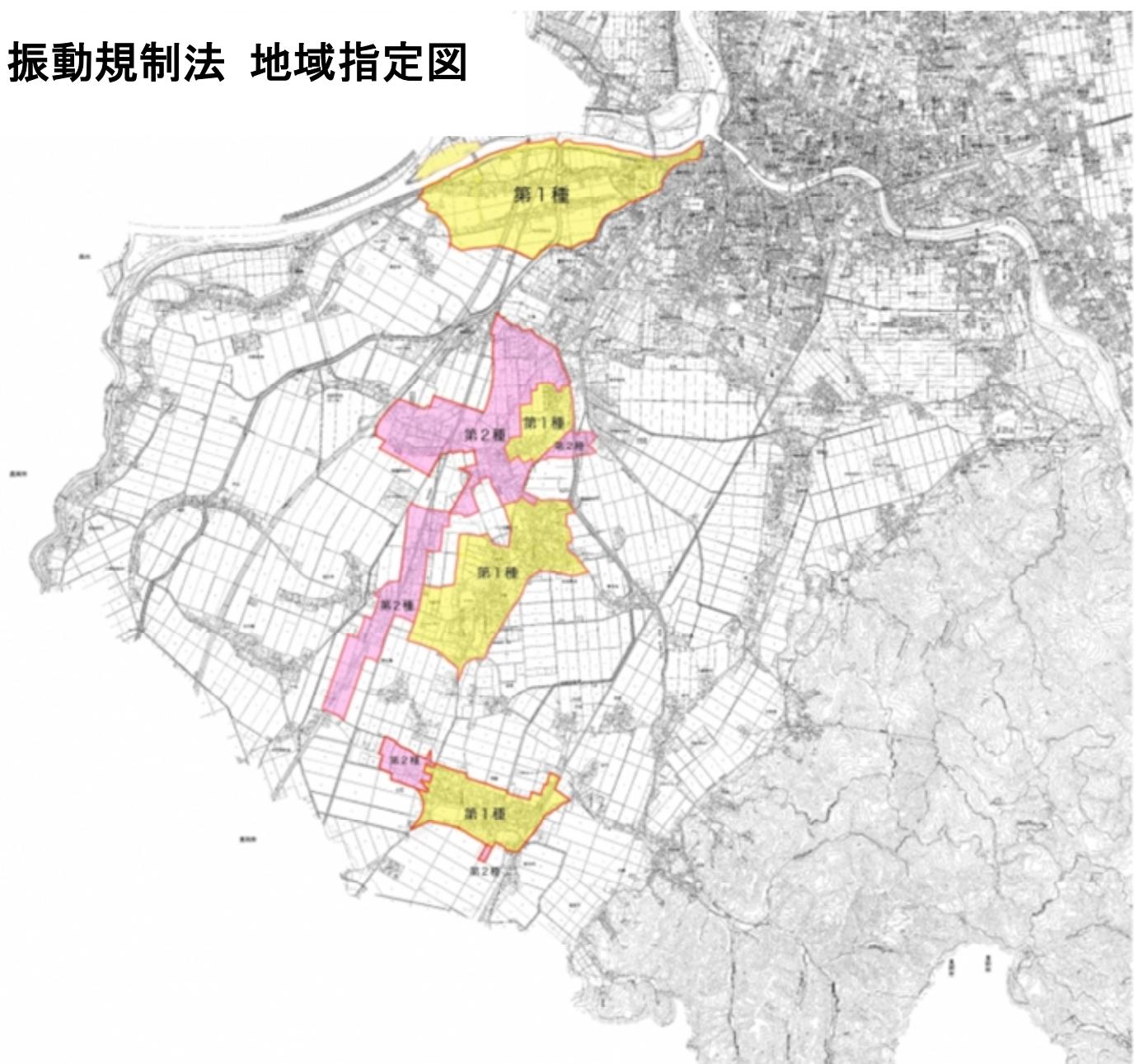
騒音規制法 地域指定図



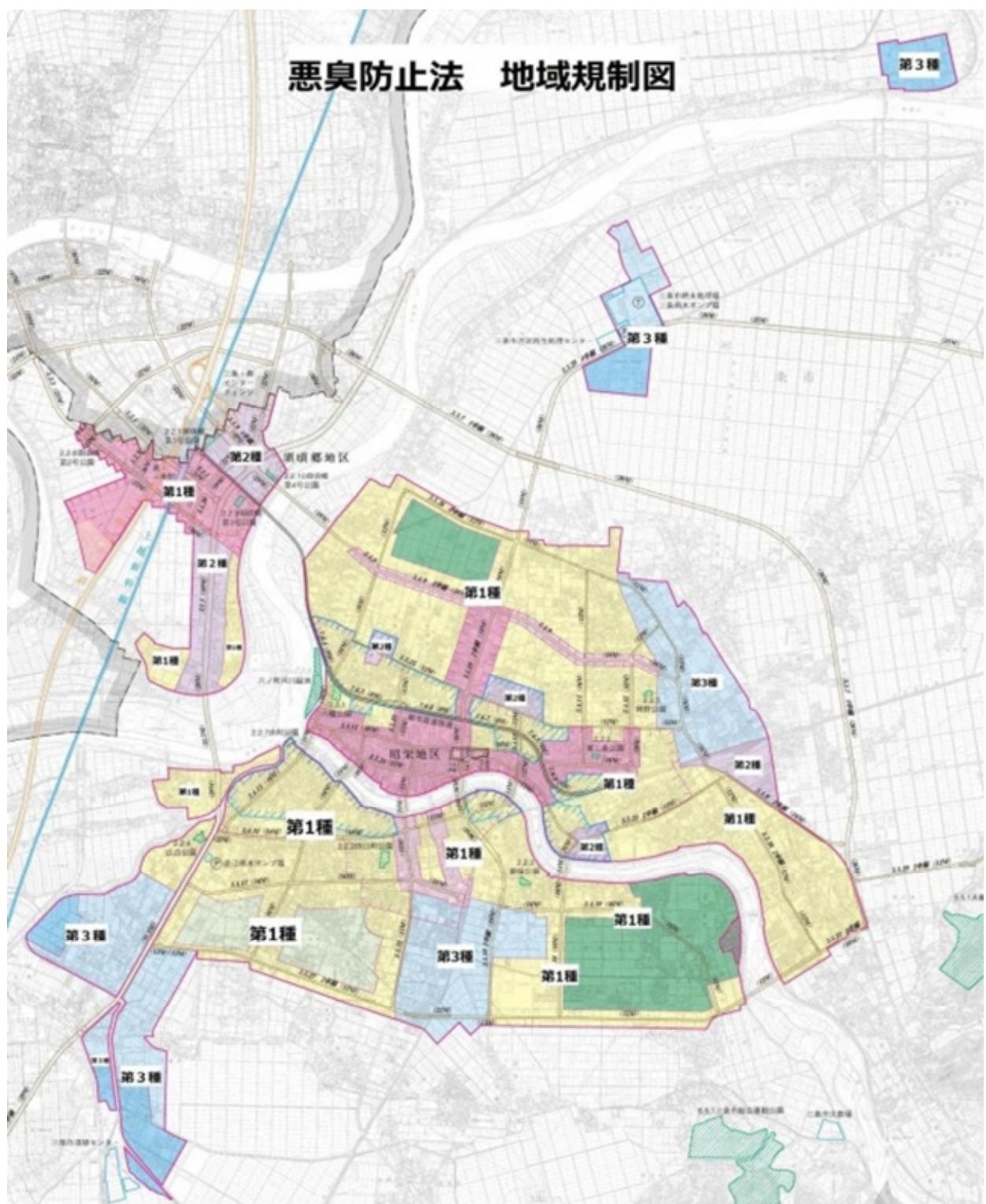
(9) 振動に係る指定地域



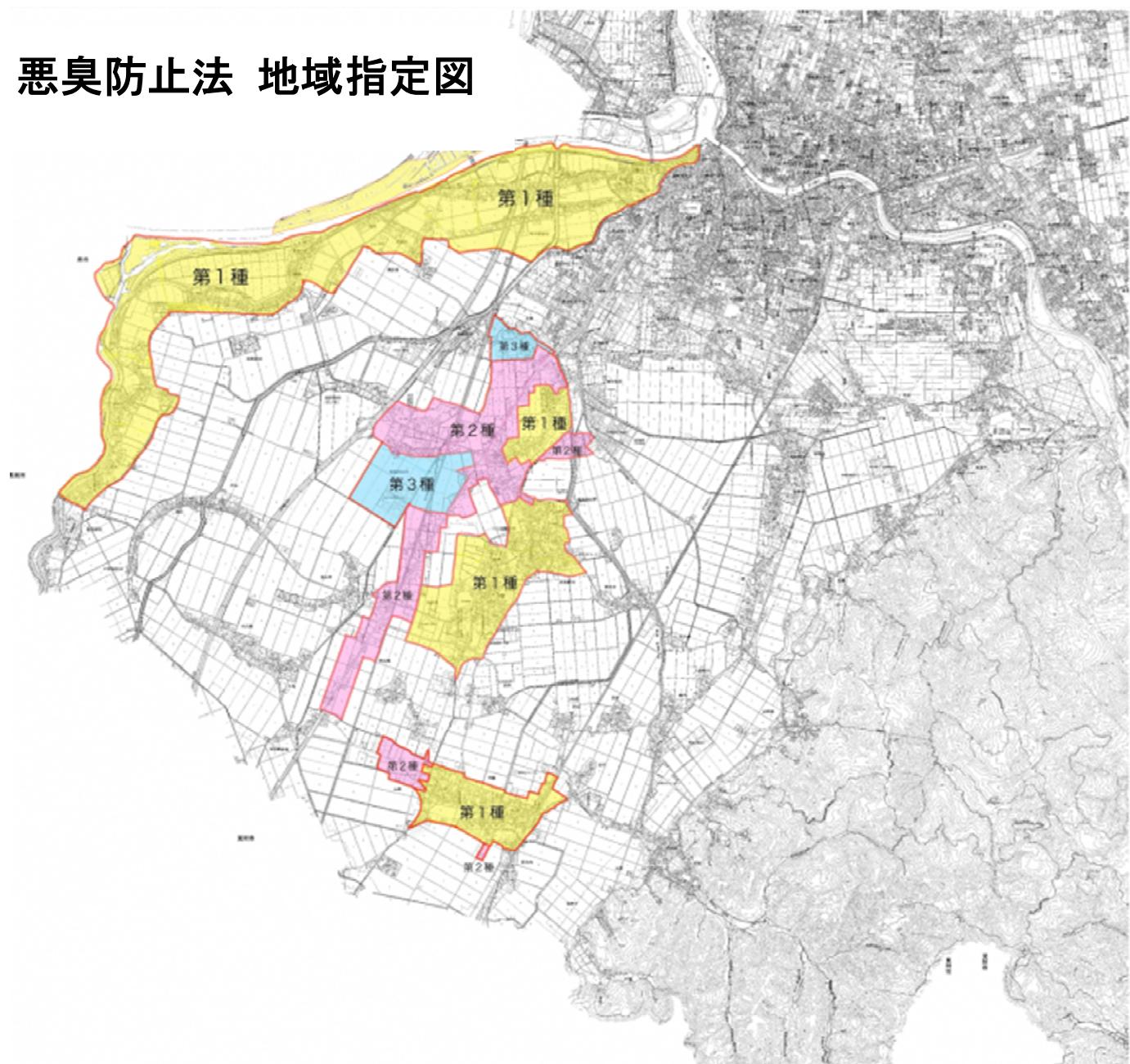
振動規制法 地域指定図



(10) 悪臭に係る指定地域



悪臭防止法 地域指定図



(11) 騒音・振動に係る特定施設一覧表

| 施設の種類 | | 騒音特定施設 | | 振動特定施設 | |
|-----------|---------------------------|--|--|-------------------|-------------------|
| | | 法律 | 県条例 | 法律 | 県条例 |
| 金属加工機械 | 圧延機械 | 定格出力の合計が22.5 kW以上のもの | すべてのもの | — | すべてのもの |
| | 製管機械 | すべてのもの | すべてのもの | — | すべてのもの |
| | ベンディングマシン | ロール式のもので定格出力が3.75 kW以上のもの | ロール式のもの | — | すべてのもの |
| | 液圧プレス | 矯正プレスを除くすべてのもの | 矯正プレスを除くすべてのもの | 矯正プレスを除くすべてのもの | すべてのもの |
| | 機械プレス | 呼び加圧能力が294kN以上のもの | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの |
| | せん断機 | 定格出力が3.75 kW以上のもの | 原動機を使用するもの | 定格出力が1 kW以上もの | 定格出力が1 kW以上もの |
| | 鍛造機 | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの |
| | ワイヤーフォーミングマシン | すべてのもの | すべてのもの | 定格出力が37.5 kW以上のもの | すべてのもの |
| | プラスト | タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの | タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの | — | — |
| | タンブラー | すべてのもの | すべてのもの | — | — |
| | 研磨機 | — | 工具用を除く | — | — |
| | 切断機 | といしを用いるもの | といしを用いるもの | — | — |
| 及び送風機 | 自動旋盤 | — | 棒材加工用のもの | — | — |
| | 空気圧縮機 | 定格出力が7.5 kW以上のもの | 定格出力が3.75 kW以上のもの | 定格出力が7.5 kW以上のもの | 定格出力が3.75 kW以上のもの |
| 機械繊維 | 送風機 | 定格出力が7.5 kW以上のもの | 定格出力が3.75 kW以上のもの | — | — |
| | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 | 定格出力が7.5 kW以上のもの | 定格出力が7.5 kW以上のもの | 定格出力が7.5 kW以上のもの | すべてのもの |
| 建設用資材製造機械 | 織機 | 原動機を用いるもの | 原動機を用いるもの | 原動機を用いるもの | 原動機を用いるもの |
| | 撚糸機 | — | すべてのもの | — | — |
| 建設用資材製造機械 | コンクリートプラント | 気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの | 気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの | — | — |

| 施設の種類 | | 騒音特定施設 | | 振動特定施設 | |
|-----------------|-----------------------------------|---|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 法律 | 県条例 | 法律 | 県条例 |
| | アスファルト プラント | 混練機の混練重量が 200 kg以上のもの | 混練機の混練重量が 200 kg以上のもの | — | — |
| 穀物用製粉機 | ロール式のもので 定格出力が 7.5 kW 以上のもの | ロール式のもので 定格出力が 7.5 kW 以上のもの | — | — | — |
| 木材加工機械 | ドラムバーガー | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの |
| | チッパー | 定格出力が 2.25 kW以上のもの | すべてのもの | 定格出力が 2.2 kW 以上のもの | 定格出力が 2.2 kW 以上のもの |
| | 碎木機 | すべてのもの | すべてのもの | — | — |
| | 帯のこ盤 | 製材用のものは定格 出力が 15 kW以上の もの、木工用は定格 出力が 2.25 kW | 定格出力が 0.75 kW以上のもの | — | — |
| | 丸のこ盤 | 製材用のものは定格 出力が 15 kW以上の もの、木工用は定格 出力が 2.25 kW | 定格出力が 0.75 kW以上のもの | — | — |
| | かんな盤 | 定格出力が 2.25 kW以上のもの | 定格出力が 0.75 kW以上のもの | — | — |
| 抄紙機 | すべてのもの | すべてのもの | — | — | — |
| 印刷機械 | 原動機を用いるもの | 原動機を用いるもの | 定格出力が 2.2 kW 以上のもの | 定格出力が 2.2 kW 以上のもの | — |
| 合成用樹脂用射出成形 機 | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの | — |
| 鋳型造型機 | ジョルト式のもの | ジョルト式のもの | ジョルト式のもの | ジョルト式のもの | — |
| バーナー | — | バーナー燃焼能力が 重油換算で 1 時間当 たり 15ℓ以上のもの | — | — | — |
| 電気炉 | — | すべてのもの | — | — | — |
| キューポラ | — | すべてのもの | — | — | — |
| 遠心分離機 | — | 直径 1.2m 以上のもの | — | — | 直径 1.2m 以上のもの |

| 施設の種類 | | 騒音特定施設 | | 振動特定施設 | |
|---------------------|---------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|--------|
| | | 法律 | 県条例 | 法律 | 県条例 |
| ブロック製造機等 | コンクリートブロック製造機 | — | すべてのもの | 定格出力の合計が 2.95 kW以上のもの | すべてのもの |
| | コンクリート管及びコンクリート柱製造機 | — | すべてのもの | 定格出力の合計が 10 kW以上のもの | すべてのもの |
| ドラム缶洗浄機 | — | すべてのもの | — | — | — |
| スチームクリーナー | — | すべてのもの | — | — | — |
| ポンプ | — | 定格出力が 3.75 kW以上のもの | — | 定格出力が 3.75 kW以上のもの | — |
| 天井走行クレーン及び門型走行クレーン | — | 定格出力が 7.5 kW以上のもの | — | — | — |
| 集じん装置 | — | すべてのもの | — | — | — |
| 冷凍機 | — | 往復動式、ロータリーア式または遠心式のもので、定格出力が 3.75 kW以上のもの | — | — | — |
| クーリングタワー | — | 定格出力が 0.75 kW以上のもの | — | — | — |
| ゴム練用及び合成樹脂練用のロール機 | — | — | カレンダーロール機以外のもので定格出力が 30 kW以上のもの | カレンダーロール機以外のもので定格出力が 30 kW以上のもの | — |
| ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン | — | — | — | 船舶車両の原動機を除き定格出力が 15 kW以上のもの | — |
| オシレーティングコンベア | — | — | — | — | すべてのもの |

* 法律：騒音規制法施行令及び振動規制法施行令 拠粹

* 県条例：新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則 拠粹

(12) 人の健康の保護に関する環境基準（全公共用水域）

| 項目 | | 基準値 |
|----|------------------|---------------|
| 1 | カドミウム | 0.003 mg/ℓ以下 |
| 2 | 全シアン | 検出されないこと |
| 3 | 鉛 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 4 | 六価クロム | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 5 | 砒素 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 6 | 総水銀 | 0.0005 mg/ℓ以下 |
| 7 | アルキル水銀 | 検出されないこと |
| 8 | PCB | 検出されないこと |
| 9 | ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 10 | 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ以下 |
| 11 | 1, 2-ジクロロエタン | 0.004 mg/ℓ以下 |
| 12 | 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ以下 |
| 13 | シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ以下 |
| 14 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/ℓ以下 |
| 15 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/ℓ以下 |
| 16 | トリクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 17 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 18 | 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/ℓ以下 |
| 19 | チウラム | 0.006 mg/ℓ以下 |
| 20 | シマジン | 0.003 mg/ℓ以下 |
| 21 | チオベンカルブ | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 22 | ベンゼン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 23 | セレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 24 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ以下 |
| 25 | ふつ素 | 0.8 mg/ℓ以下 |
| 26 | ほう素 | 1 mg/ℓ以下 |
| 27 | 1, 4-ジオキサン | 0.05 mg/ℓ以下 |

* 人の健康の保護に関する環境基準 抜粋

(13) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

| 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | | | | 該当水域 |
|--|--|------------------|-----------------|-------------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| | | 水素イオン濃度(pH) | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 浮遊物質量(SS) | 溶存酸素量(DO) | 大腸菌数 | |
| AA | 水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1 mg/ℓ 以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 7.5 mg/ ℓ 以上 | 20CFU /100mℓ 以下 | — |
| A | 水道 2 級 水産 1 級、水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2 mg/ℓ 以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 7.5 mg/ ℓ 以上 | 300CFU /100mℓ 以下 | 信濃川 中ノ口川 五十嵐川 |
| B | 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3 mg/ℓ 以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 5 mg/ℓ 以上 | 1,000CFU /100mℓ 以下 | 刈谷田川 |
| C | 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5 mg/ℓ 以下 | 50 mg/ℓ 以下 | 5 mg/ℓ 以上 | — | — |
| D | 工業用水 2 級 農業用水 及び E 以下の欄に掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8 mg/ℓ 以下 | 100 mg/ ℓ 以下 | 2 mg/ℓ 以上 | — | — |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10 mg/ℓ 以 下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないと のこと | 2 mg/ℓ 以上 | — | — |
| 備考 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる） | | | | | | | |
| 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。（湖沼、海域もこれに準ずる） | | | | | | | |

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用
 - 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用及び水産 3 級の水生生物用
 - 〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水生水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない程度

* 生活環境の保全に関する環境基準 抜粋

(14) 有害物質に係る排水基準（全国一律排水基準）

| 項目 | | 許容限度 |
|----|--|---|
| 1 | カドミウム及びその化合物 | 0.03 mg/ℓ |
| 2 | シアン化合物 | 1 mg/ℓ |
| 3 | 有機リン化合物 (パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る) | 1 mg/ℓ |
| 4 | 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| 5 | 六価クロム化合物 | 0.2 mg/ℓ |
| 6 | 砒素及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| 7 | 水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物 | 0.005 mg/ℓ |
| 8 | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| 9 | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 0.003 mg/ℓ |
| 10 | トリクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ |
| 11 | テトラクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ |
| 12 | ジクロロメタン | 0.2 mg/ℓ |
| 13 | 四塩化炭素 | 0.02 mg/ℓ |
| 14 | 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/ℓ |
| 15 | 1,1-ジクロロエチレン | 1.0 mg/ℓ |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/ℓ |
| 17 | 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/ℓ |
| 18 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/ℓ |
| 19 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/ℓ |
| 20 | チウラム | 0.06 mg/ℓ |
| 21 | シマジン | 0.03 mg/ℓ |
| 22 | チオベンカルブ | 0.2 mg/ℓ |
| 23 | ベンゼン | 0.1 mg/ℓ |
| 24 | セレン及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| 25 | ほう素及びその化合物 | 10 mg/ℓ (海域 230 mg/ℓ) |
| 26 | ふつ素及びその化合物 | 8 mg/ℓ (海域 15 mg/ℓ) |
| 27 | アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸・硝酸性窒素の合計量 100 mg |
| 28 | 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/ℓ |

- この排水基準は、すべての工場・事業場に適用する。

* 一律排水基準 抜粋

(15) 生活環境項目に係る排水基準

| 項 目 | | 許 容 限 度 |
|-----|--------------------------------|--------------------------|
| 1 | 水素イオン濃度 (pH) | 5.8～8.6 (公共用水域に排出されるもの) |
| 2 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ) |
| 3 | 化学的酸素要求量 (COD) | 160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ) |
| 4 | 浮遊物質量 (SS) | 200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ) |
| 5 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) | 5 mg/ℓ |
| 6 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) | 30 mg/ℓ |
| 7 | フェノール類含有量 | 5 mg/ℓ |
| 8 | 銅含有量 | 3 mg/ℓ |
| 9 | 亜鉛含有量 | 2 mg/ℓ |
| 10 | 溶解性鉄含有量 | 10 mg/ℓ |
| 11 | 溶解性マンガン含有量 | 10 mg/ℓ |
| 12 | クロム含有量 | 2 mg/ℓ |
| 13 | 大腸菌数 | 800CFU／100ml |
| 14 | 窒素含有量 | 120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ) |
| 15 | 燐含有量 | 16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ) |

- この排水基準は1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上の工場・事業場に適用する。
- 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) の排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、フェノール類含有量、銅含有量については、「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」で工場・事業場の特定施設の種類毎に、より厳しい排水基準（上乗せ基準）が定められている。

* 一律排水基準 抜粋

4 用語の解説

(あ行)

亜鉛 (Zn)

国内でも比較的多く産出し、トタン、合金、乾電池などに使用されています。生体では鉄の次に多い必須微量元素で、体重 70kg のヒトに平均 2.3g 含まれます。金属亜鉛は有害で、毒性検査によると 5 mg/l ~ 6 mg/l で頭痛、下痢を起こし、1,000 mg で死亡するといわれており、排水基準は 2 mg/l 以下となっています。

温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質です。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃) の 7 種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

(か行)

合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理する浄化槽です。合併処理浄化槽を設置すると、それぞれの家庭からきれいに処理された水を川に放流できるので、河川や地下水の汚濁を軽減する効果があります。効果は公共下水道並みで、平成 13 年 4 月以降新たに設置できるのは、この方式の浄化槽のみです。

カドミウム (Cd)

亜鉛鉱と一緒に産出する（亜鉛鉱に含まれている）軟金属で、富山県神通川下流域で発生したイタイイタイ病の原因物質とされています。カドミウムは人体にとって有害（腎臓機能に障害が生じ、それにより骨が侵される）で、発ガン性物質としても知られています。充電池（ニッカド電池）の電極などさまざまな工業製品に利用されているほか、メッキ材料として古くから用いられてきました。

環境基準

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項で定めている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のことで、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壤汚染、地下水、ダイオキシン類の環境基準が定められています。

環境騒音

特定の音源がはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音のことをいいます。

クロム (Cr)

耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレス原料として用いられています。クロム化合物には、青色の3価クロムと、黄赤色の6価クロムがあり、3価クロムは毒性が少ないといわれています。

かつては6価クロムをメッキ用途として使うことが多かったが、6価のクロム化合物は極めて毒性が高く、皮膚につくと皮膚炎や腫瘍の原因になるだけでなく、発ガン性の疑いもあるとされます。六価クロムは気化しやすいため、消化器官や肺、皮膚などからたやすく吸収されます。

健康項目

公共用水域の水質保全行政の目標として、達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準の一つ。カドミウムや全シアンなど28項目の基準があります。

公害防止協定

企業の公害防止対策に実施だけでは不十分と判断されるものについて、行政や住民が企業等と協定を結び、法令や条例より厳しい規制条件を規定することにより、公害の発生を未然に防止しようとするものです。

(さ行)

全シアン (CN)

青酸カリ（シアノ化カリウム）で知られている極めて強い急性の毒性を持つ物質で、体内に入るとヘモグロビンの酸素を運ぶ作用を阻害するため窒息症状を起こします。成人の致死量は60mgから120mgで、主な発生源は電気メッキ工場や化学工場等となっています。

臭気指数

人間の五感の一つである嗅覚をセンサーとして臭いを測定する方法です。臭気指数とは、臭いのある空気を、無臭の空気で臭いが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）を対数で表示したものです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

重金属

比重が4以上の金属で、一般的には鉄以上の比重を持つ金属の総称です。体内に蓄積する傾向があり、中毒症状は体内の蓄積量によって変わりますが、軽症な場合でも回復が困難な場合もあります。公害病として知られている水俣病は有機水銀中毒、また、イタイイタイ病はカドミウム中毒が原因です。排水中の重金属、水銀、鉛、カドミウム、銅、亜鉛、マンガン、クロム、鉄は排水基準が定められています。

水素イオン濃度 (pH)

水が酸性かアルカリ性かを示し、pH 7が中性で、7より小さい時は酸性、7より大きい時はアルカリ性になります。例えば、レモン汁は約2で酸性、せっけん水は9でややアルカリ性です。水道水の水質基準は5.8～8.6と決められており、農業用水は6.0～7.5が望ましいとされています。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するために定められた項目で、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素（DO）、大腸菌群数など15項目が定められています。

生活排水

家庭での炊事、洗濯、風呂トイレなどに使われ、河川などに流されている水のことです。

生活雑排水

日常生活から流されている生活排水のうち、トイレから排出されるし尿を含んだ水以外の排水のことです。生活雑排水が河川に流れ込むと、水質汚濁の原因になります。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川などの水の汚れの度合いを表す数値で、有機物（汚水）が水中の微生物によって分解される時に消費される酸素量のことです。この数値が高いことは、水中の有機物の量が多いことになり、水が汚れていることになります。

（た行）

銅（Cu）

延性、展性に富み、電気の良導体であることから、貨幣、電線、合金、殺虫剤として古くから使用されています。人体にも含まれており、摂取しなければならないとされていますが、慢性的に銅を過剰に摂取することは毒性があり、中毒症状は緑色、青色の吐物を出し、皮膚は青色となり、血圧降下虚脱などの症状になります。

等価騒音レベル（Laeq）

騒音レベルが時間的に変動する場合に、ある測定時間内の騒音エネルギーの時間平均をデシベル変換して表示したものです。算出方法が比較的簡単であり、また騒音の心理的影響との対応も良いことから、広く使われるようになりました。

特定建設作業

建設作業のうち、杭打ち機やバックホウを使用する作業などをいいます。これらの作業は大きな騒音や振動を発生させることから、法律で規制を行っています。

特定施設

一般に公害対策、環境対策のために発生源に対してある種の規制を行う場合、その対象となる発生源、施設は限定され明示されることになります。法令上、これらの施設を「特定施設」と呼ぶことが多く、このような特定施設を設置している工場、事業場を特定工場と言い、騒音規制法や振動規制法に基づき指定された指定地域内に存在する特定工場に対しては、騒音や振動の規制基準を遵守することなどの規制がなされています。

(な行)

鉛 (Pb)

鉛化合物は、肺、消化器、皮膚などを通じて吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こします。中毒になるとヘモグロビンが破壊され歯のまわりに特有の褐色の縁を生じ、便秘、疲労、食欲不振を訴え、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴います。主な発生源は、顔料、塗装化学工場などです。

(は行)

浮遊物質量 (SS)

水に溶けず浮遊している物質をいい、数値が高いほど水質が汚濁していることになります。濁りが大きいと、光の透過を妨げたり、魚の呼吸に悪影響を及ぼします。

(ま行)

マンガン (Mn)

体内に蓄積されると、筋肉神経を冒して言語障害、顔面硬直、歩行付随などを起こします。排水基準は 10 mg/l 以下です。

(や行)

溶存酸素 (DO)

水に溶けている酸素のことをいい、一般に数値が小さいほど水質が良くないことになります。鯉などは 2 mg/l ~ 3 mg/l でも生息できますが、それら以外の魚の生息には 5 mg/l が必要です。

(ら行)

六価クロム

クロムに比べて毒性が強く、大量に摂取すると、嘔吐、下痢、脱水症状やけいれんを引き起こします。六価クロム化合物のクロム酸は、クロムメッキ等に使用されます。



三条市環境マスコットキャラクター
エコちゃんサンちゃん

令和6年度版 三条市の環境

令和7年12月発行

編集 三条市市民部環境課

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

TEL 0256-34-5558

E-mail kankyo @city.sanjo.niigata.jp

URL <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>